

高砂市 緑の基本計画

緑を守り 創り 育む生活文化都市 高砂
～GREEN TORCH PLAN(グリーン トーチ プラン)～

平成28年7月





はじめに

高砂市は、東に加古川が流れ、南に瀬戸内播磨灘を臨み、古くから白砂青松の風光明媚な自然環境に恵まれた都市であります。

平成10年9月には、緑に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「高砂市緑の基本計画」を策定して、緑あふれるまちづくりを進めてまいりました。

このたび、策定後15年以上が経過し、高砂市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきたことや、第4次高砂市総合計画などの上位計画が策定されたことを受けて、緑の基本計画の改定を行いました。

この計画は、「緑を守り 創り 育む生活文化都市 高砂」を緑の将来像とし、概ね15年間の高砂市における緑の取組を総合的にまとめています。

今後は、この計画を実効性のあるものとするために、市民・行政・企業等が適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、各種の施策や事業の推進に取り組みたいと考えておりますので、市民の皆様方のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言を頂きました市民の皆様をはじめ、関係機関の方々に対しまして心からお礼申し上げます。

平成 28（2016年）年7月

高砂市長

登幸人

目 次

第1章 緑の基本計画について	1
第1節 緑の基本計画の概要	1
1. 緑の基本計画とは	1
2. 計画の位置づけ	1
第2節 高砂市における緑の基本計画	2
1. 計画の対象区域と目標年次	2
2. 計画対象とする緑	2
第3節 緑の基本計画改定の背景と視点	3
1. 計画改定の背景	3
2. 前回の緑の基本計画の達成状況と改定の視点	3
第4節 緑の役割	4
第2章 高砂市の緑の現況	5
第1節 高砂市の現況	5
1. 地形	5
2. 人口	6
3. 産業	7
4. 交通	8
5. 都市計画の指定現況	10
6. 法指定の現況	11
7. 災害特性	13
第2節 高砂市の緑の現況	17
1. 植生	17
2. 動植物	20
3. 緑に関する地域資源	21
4. 都市公園等の現況	25
5. 緑被の現況	27
6. 都市緑化の現況	29
7. 緑に関する市民活動	30
8. 緑に対する市民意識	31
第3節 緑に関する上位、関連計画	34

第3章 緑の評価と課題.....	38
第1節 機能別に見た緑の評価.....	38
1. 環境保全機能.....	38
2. レクリエーション機能.....	41
3. 防災機能	43
4. 景観形成機能.....	45
第2節 緑の課題	47
第4章 緑の目標と基本方針.....	49
第1節 緑の将来像	49
第2節 緑の目標	51
第3節 緑の基本方針.....	52
第5章 緑の取組.....	55
第1節 取組の体系	55
第2節 全体の緑の取組.....	56
第3節 地域別の緑の取組.....	67
第6章 計画の実現に向けて.....	77
第1節 計画の進行管理.....	77
第2節 計画の推進体制.....	78

第1章 緑の基本計画について

第1節 緑の基本計画の概要

1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。具体的には、都市公園等の整備や緑化活動への市民参加の促進といった緑に関する基本的な方針が定められています。

👉 都市緑地法第4条第1項

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができます。

2. 計画の位置づけ

高砂市緑の基本計画は、「第4次高砂市総合計画」、「高砂市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、その他まちづくりに関連する計画との整合を図り、策定します。

■高砂市緑の基本計画の位置づけ

第4次高砂市総合計画



高砂市都市計画マスタープラン



高砂市緑の基本計画



その他関連計画

- ・高砂市環境基本計画
- ・高砂市森林整備計画 等

第2節 高砂市における緑の基本計画

1. 計画の対象区域と目標年次

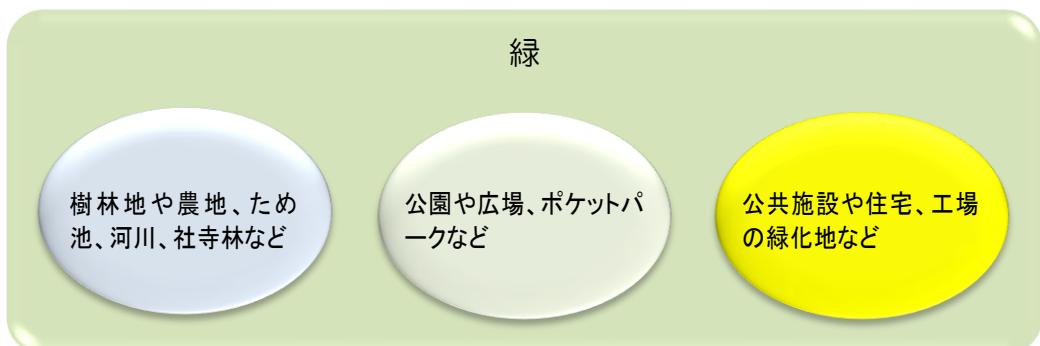
高砂市緑の基本計画（以下「本計画」という。）は高砂市全域 34.38km²を対象とします。

計画の目標年次は、「高砂市都市計画マスタープラン」との整合を図るため、平成 42 年とします。中間年次を平成 34 年とし、その時に評価と中間見直しを行います。

なお、都市環境や社会経済情勢の変化、「第4次高砂市総合計画」等の上位計画の改定に伴い、必要に応じて見直しを図ります。

2. 計画対象とする緑

本計画における緑とは、自然的環境を形成している樹林地や水辺をはじめ、公園や広場、緑化された住宅地の空間などを対象としています。



第3節 緑の基本計画改定の背景と視点

1. 計画改定の背景

高砂市では平成10年9月に緑の基本計画を策定し、平成27年を目標年次として緑の保全・創出に取り組んできました。

しかし、計画策定から15年以上経過する中で、本計画の根拠法となる都市緑地保全法が都市緑地法へと改正されて制度の拡充が図られるとともに、本計画の上位計画である第4次高砂市総合計画（平成23年3月）、高砂市都市計画マスタープラン（平成23年4月）が改定されるなど、緑の基本計画を取り巻く状況は大きく変化してきました。

また、本格的な人口減少社会を迎える中、これまでに整備してきた社会資本を有効に活用していくことが求められる時代となってきています。

今回、このような様々な背景をふまえた上で、高砂市の特性を活かした計画となるよう、緑の基本計画を改定します。

2. 前回の緑の基本計画の達成状況と改定の視点

平成10年9月策定の緑の基本計画（以下「前回の緑の基本計画」という。）では、計画の目標指標として表1－1に示す3つの項目を掲げていました。

このうち、「市街化区域における樹林地や草地の割合」に関しては、現況値が目標値を上回っています※。しかし、「市街地面積に対する緑地確保量の割合」と「市民一人当たりの都市公園等の面積」の現況値は目標値を大きく下回っています。これは当時、人口が増加途中にあったため、それに見合う公園や緑地を確保しようとしたことに起因しています。

加えて、前回の緑の基本計画策定時から社会情勢は大きく変化しています。具体的には人口増加から人口減少社会への変化、多発する自然災害が挙げられます。

今回の策定に当たっては、こうした変化への対応が求められます。また市民の意向や市の財政状況等を勘案しながら、高砂市の特性にあった公園整備や緑地保全の在り方、市民との協働による緑化の推進手法などの検討が必要となっています。

※緑の測定方法の違いがあるため、単純な比較は出来ません。

表1－1 前回の緑の基本計画における目標指標と現況の比較

目標指標	前回の目標値 (H27)	現況値 (H27)
市街地面積に対する緑地確保量の割合(%)	31.0	8.5
市民一人当たりの都市公園等の面積(m ² /人)	30.1	15.5
市街化区域における樹林地や草地の割合(%)	15.5	16.5

第4節 緑の役割

緑は、私たちの生活を支える上で様々な役割を担っています。

本計画では、緑の役割を大きく「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つの機能に分類し、それぞれの機能がより効果的に発揮、または補完しあうような緑のまちづくりを行うことを基本的な考え方としています。

■環境保全機能

公園や樹林地、道路の街路樹、水辺などの緑はさまざまな生物の生息場所であり、それらが繋がることで、生物の移動経路にもなります。これらは都市における生物多様性の確保に大きく貢献しています。

また、地球温暖化は温室効果ガスの増加に起因しますが、二酸化炭素の吸収源である樹木などの緑はそれを防止する重要な役割を果たしています。



■レクリエーション機能

緑は、子どもたちの遊び場や、多様な世代の散策の場、休息の場、憩いの場として大切な役割を担っています。

また、余暇活動やスポーツ・健康づくりのための活動の場としても重要な役割を担っています。



■防災機能

公園や農地などのオープンスペースは、地震や水害などの大規模災害時に人々の命を守る重要な防災空間として機能します。また、森林やため池、農地などの緑は、土砂災害の防止、洪水調整といった防災機能を有しています。



■景観形成機能

山や川などの緑で構成される自然的景観は、そこに住む人々の記憶に残る風景（原風景）であり心を癒す存在です。

また、公園や街路樹、水辺などの緑は、都市景観を形成する上で重要な役割を果たしています。



第2章

高砂市の縁の現況

第1節 高砂市の現況

1. 地形

高砂市は、加古川の下流、瀬戸内海に面した位置にあります。

地形はおおむね平坦ですが、市北部には高御位山を最高峰とする丘陵地が半円弧状に広がっています。

また、西部の日笠山や中央部の竜山付近にも丘陵地が広がっています。(図2-1)

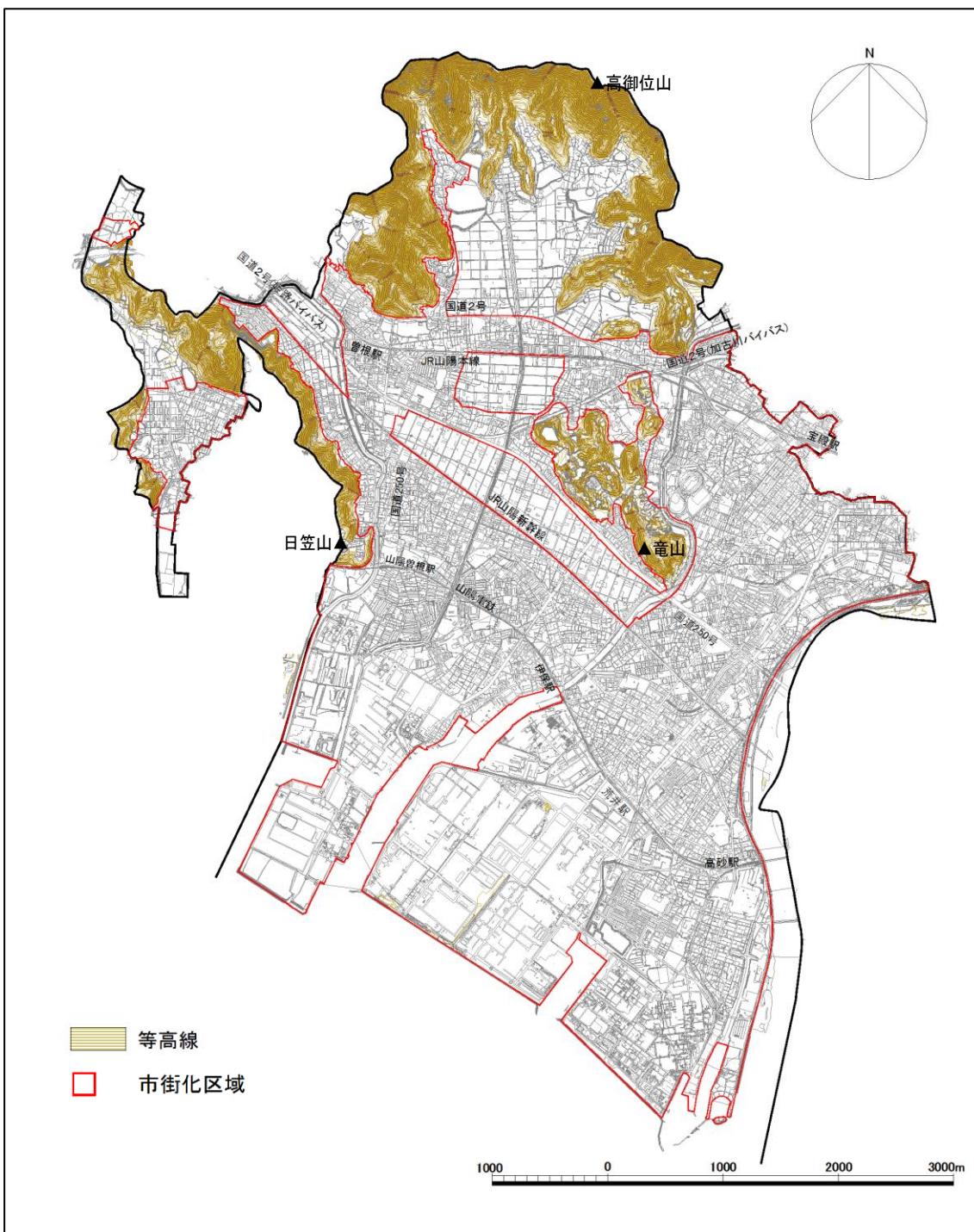


図2-1 地形の現況

2. 人口

高砂市の人口、世帯数の状況は表2－1、図2－2のとおりです。

人口は、平成7年をピークに減少を続けていますが、世帯数は一貫して増加傾向にあります。それに伴い、世帯当たり人員が平成2年の3.3人から平成22年には2.6人に低下しており、核家族化や単身世帯化が進んでいることがうかがえます。

年齢別の人口構成は図2－3のとおりで、15歳未満の年少人口の占める割合が減少する一方で、65歳以上の老人人口の占める割合が増加を続けており、少子・高齢化が進行しています。

表2－1 人口・世帯数の推移（国勢調査）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口(人)	93,273	97,632	96,020	94,813	93,901
世帯数(世帯)	28,497	31,726	32,633	33,838	35,737
世帯当たり人員(人/世帯)	3.3	3.1	2.9	2.8	2.6



図2－2 人口・世帯数の推移（国勢調査）

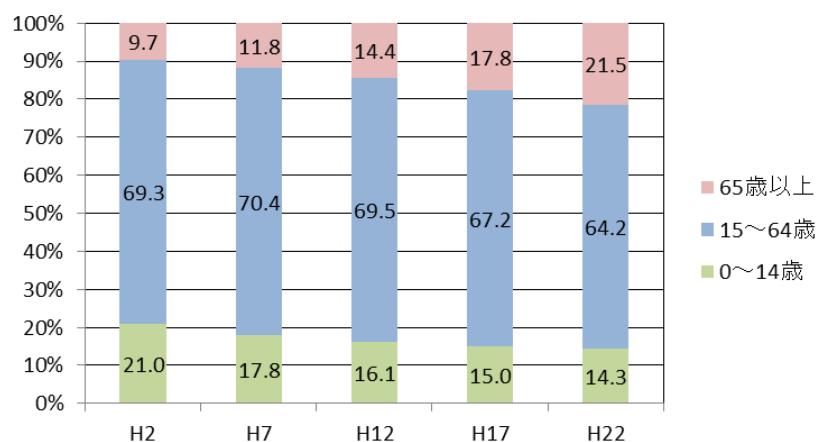


図2－3 年齢別人口構成の推移（国勢調査）

3. 産業

高砂市と兵庫県の産業大分類別就業者割合は図2-4のとおりです。

最も就業者割合が高いのは兵庫県と同様に第3次産業ですが、兵庫県に比べて第2次産業就業者の占める割合が高くなっている点に高砂市の産業構造上の特徴が見られます。

また、経営耕地面積の推移は図2-5のとおりで、平成12年から平成22年にかけて、経営耕地面積は3分の2ほど減少しています。

林家数の推移は図2-6のとおりで、平成12年には63戸あった林家が平成22年には0になっており、産業の場としての農地や山林の役割が低下していることがうかがえます。

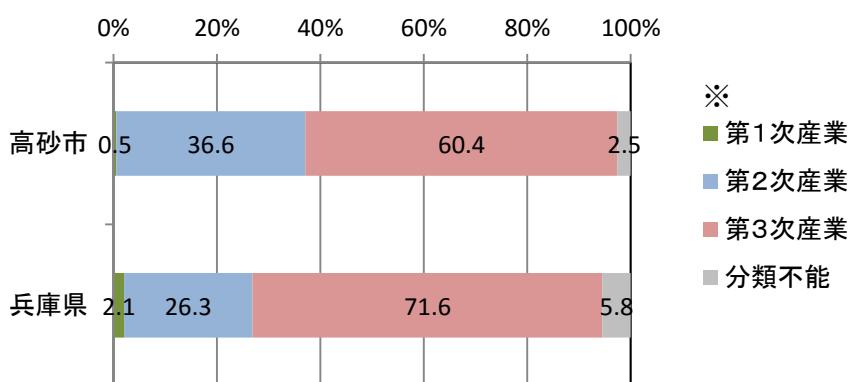


図2-4 産業大分類別就業者割合（平成22年国勢調査）

※第1次産業…農業、林業、漁業、鉱業など
第2次産業…製造業、建設業、電気・ガス業など
第3次産業…小売業やサービス業など

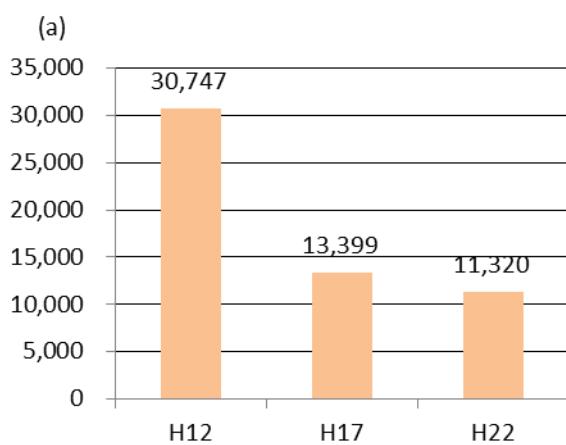


図2-5 経営耕地面積の推移（農林業センサス）

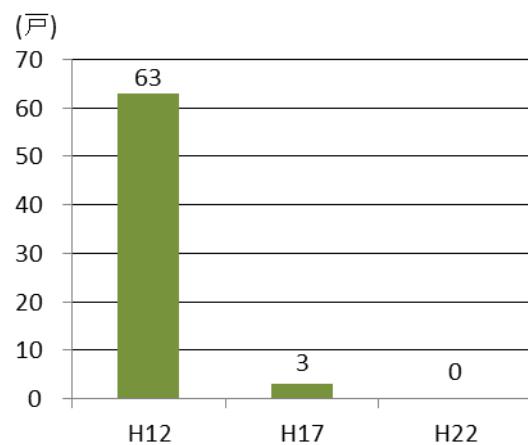


図2-6 林家数の推移（農林業センサス）

4. 交通

1) 道路網

高砂市の道路網は図2-8のとおりです。国道2号、国道250号などの東西の幹線道路と、主要地方道高砂加古川加西線、主要地方道高砂北条線、一般県道伊保宝殿停車場線、一般県道曾根魚橋線、一般県道曾根阿弥陀線等の南北の幹線道路により構成されています。

2) 鉄道網

高砂市の鉄道網は図2-8のとおりで、東西にJR山陽新幹線、JR山陽本線、山陽電鉄が通っています。

JR山陽本線には、宝殿駅、曾根駅の2つの駅があり、山陽電鉄には、高砂駅、荒井駅、伊保駅、山陽曾根駅の4つの駅があります。

年間の乗客数の推移は表2-2、図2-7のとおりです。JR山陽本線、山陽電鉄とともに近年は増加傾向にあり、平成25年時点でのJR山陽本線の乗客数は約540万人、山陽電鉄の乗客数は約460万人でした。駅別にみると、宝殿駅が最も多く、次いで荒井駅、曾根駅、高砂駅と続いています。

表2-2 鉄道駅利用者数の推移(千人)

年度	JR西日本(山陽本線)			年次	山陽電気鉄道				
	総数	宝殿駅	曾根駅		総数	高砂駅	荒井駅	伊保駅	山陽曾根駅
平成19年度	5,400	3,801	1,599	平成19年次	4,239	1,407	1,659	517	656
平成20年度	5,355	3,786	1,569	平成20年次	4,505	1,406	1,891	536	673
平成21年度	5,220	3,703	1,517	平成21年次	4,566	1,335	2,058	512	660
平成22年度	5,183	3,695	1,488	平成22年次	4,544	1,304	2,088	504	647
平成23年度	5,214	3,716	1,498	平成23年次	4,497	1,275	2,072	500	650
平成24年度	5,206	3,701	1,505	平成24年次	4,530	1,263	2,115	507	645
平成25年度	5,355	3,786	1,569	平成25年次	4,628	1,285	2,169	517	657

JRは年度、山陽電鉄は年次での集計

(高砂市統計書(平成26年))

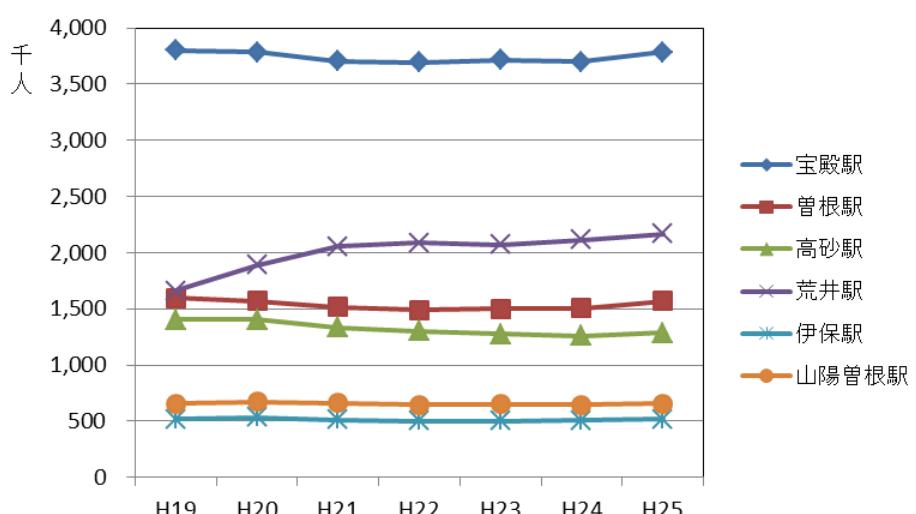


図2-7 鉄道駅利用者数の推移

(高砂市統計書(平成26年))

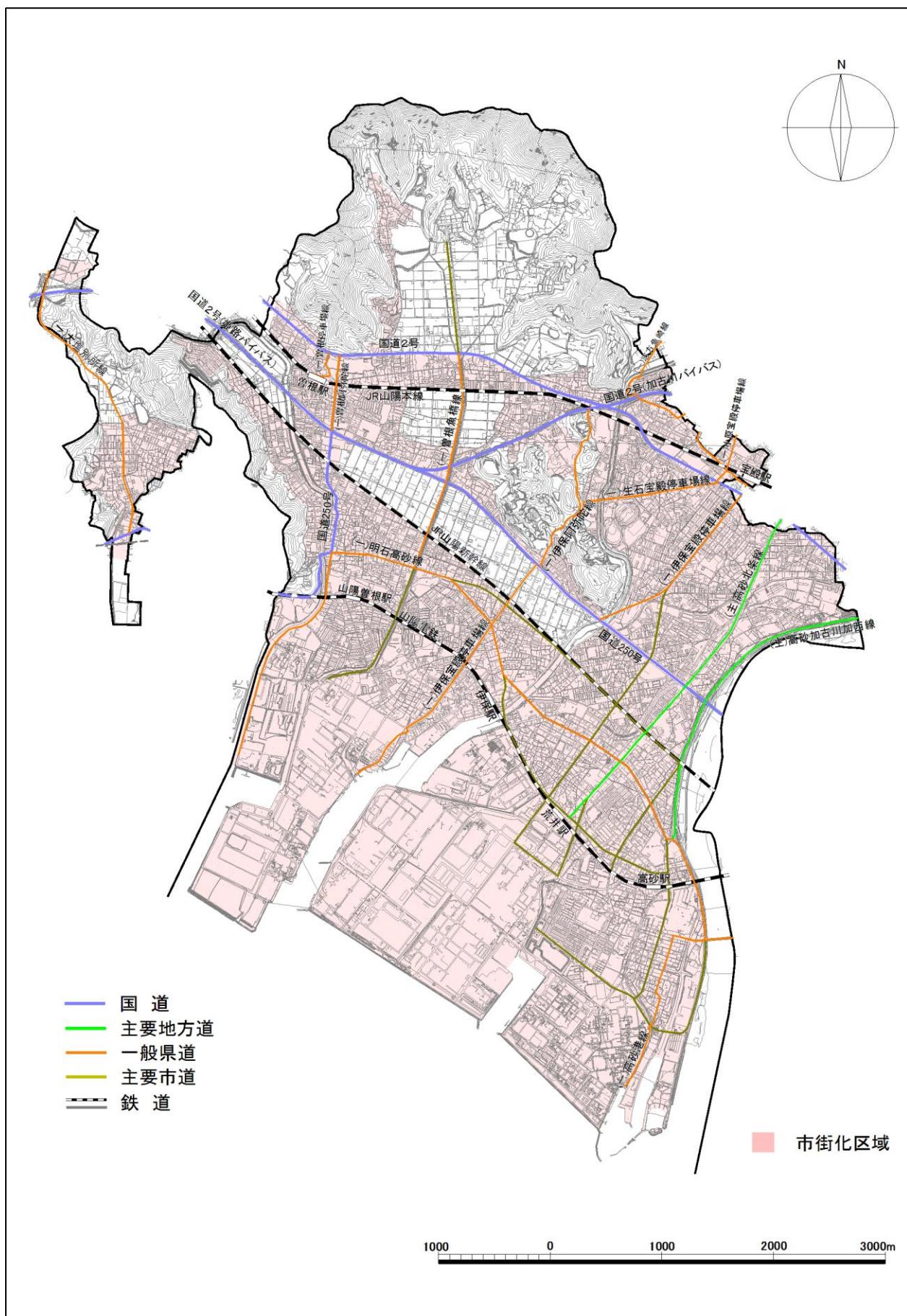


図2-8 交通網図

5. 都市計画の指定現況

都市計画の指定現況は図2-9のとおりです。高砂市は市の全域が都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域は 2,162ha で、市域全体の 62.9%を占めています。

また、市街化区域内は、第一種低層住居専用地域から工業専用地域まで幅広く用途地域が指定されています。

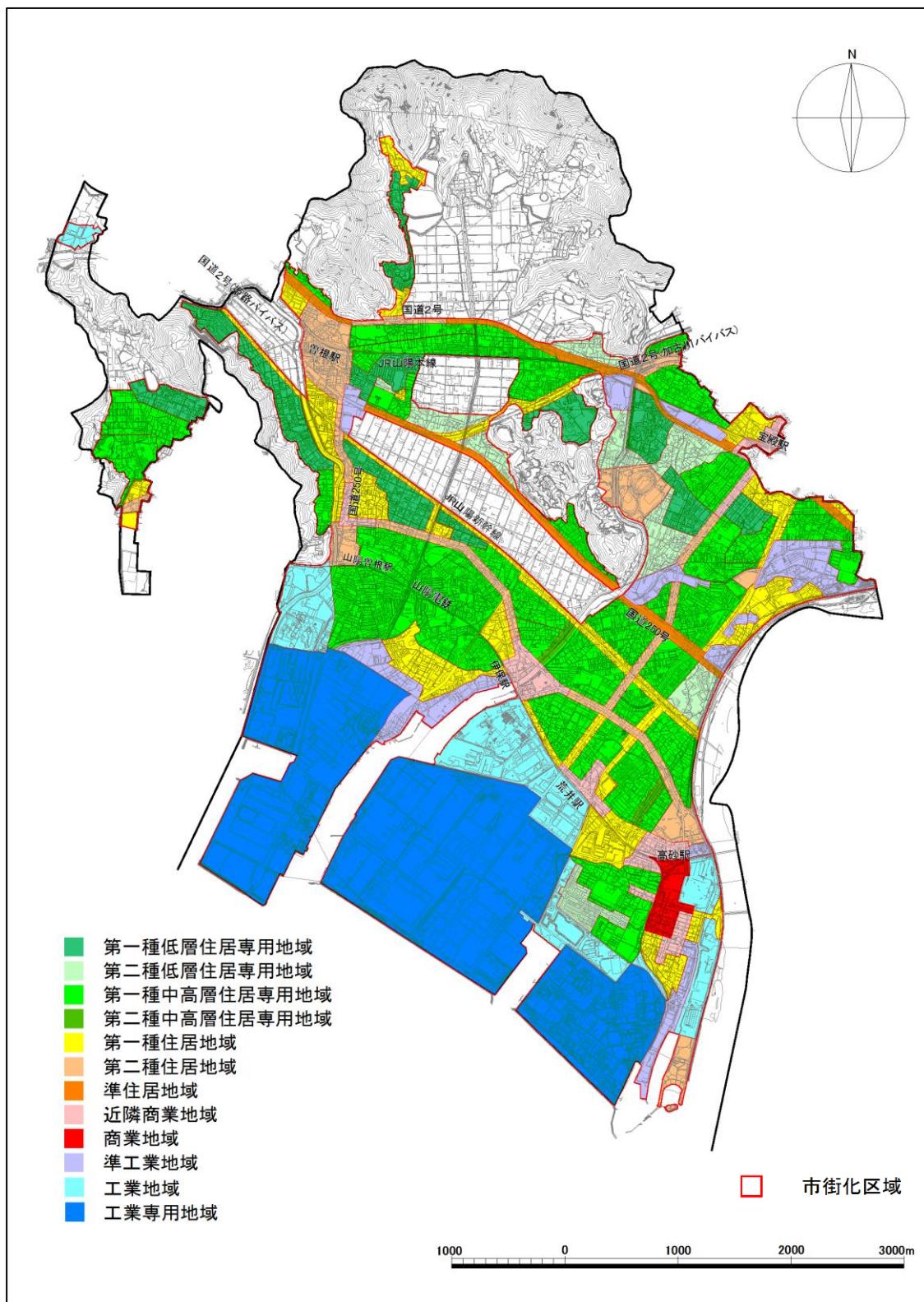


図2-9 用途地域の指定現況

6. 法指定の現況

緑に関連する法指定現況としては、森林法による保安林、地域森林計画対象民有林、国有林、河川法による河川区域等が挙げられます。(図2-10)

その指定面積は表2-3に示すように、都市計画区域で約 660ha、市街化区域で約 40ha となっています。(各区域の重複部分は除く)

表2-3 法指定区域の面積

	面積(ha)※		
	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
法指定区域	39.9	617.3	657.2

※面積は図上計測による



市北部に広がる保安林等の区域

☞ 保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

☞ 地域森林計画対象民有林

国が定める「全国森林計画」に即して、知事が、森林の整備や保全の目標などを定めた「地域森林計画」の対象となる民有林のことを指します。

地域森林計画対象民有林では、一定の面積を越える開発行為を行おうとする場合は知事の許可が必要になります。

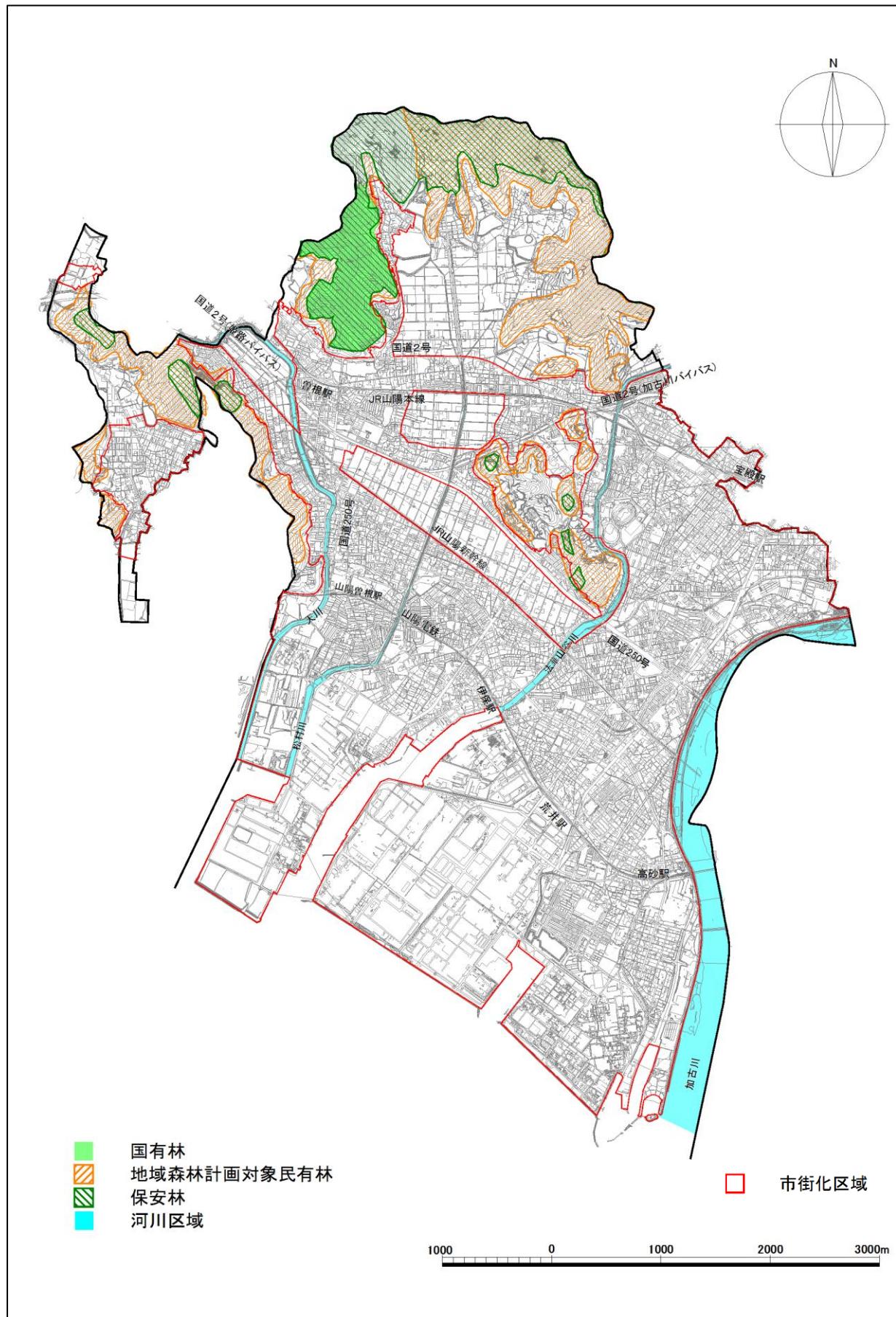
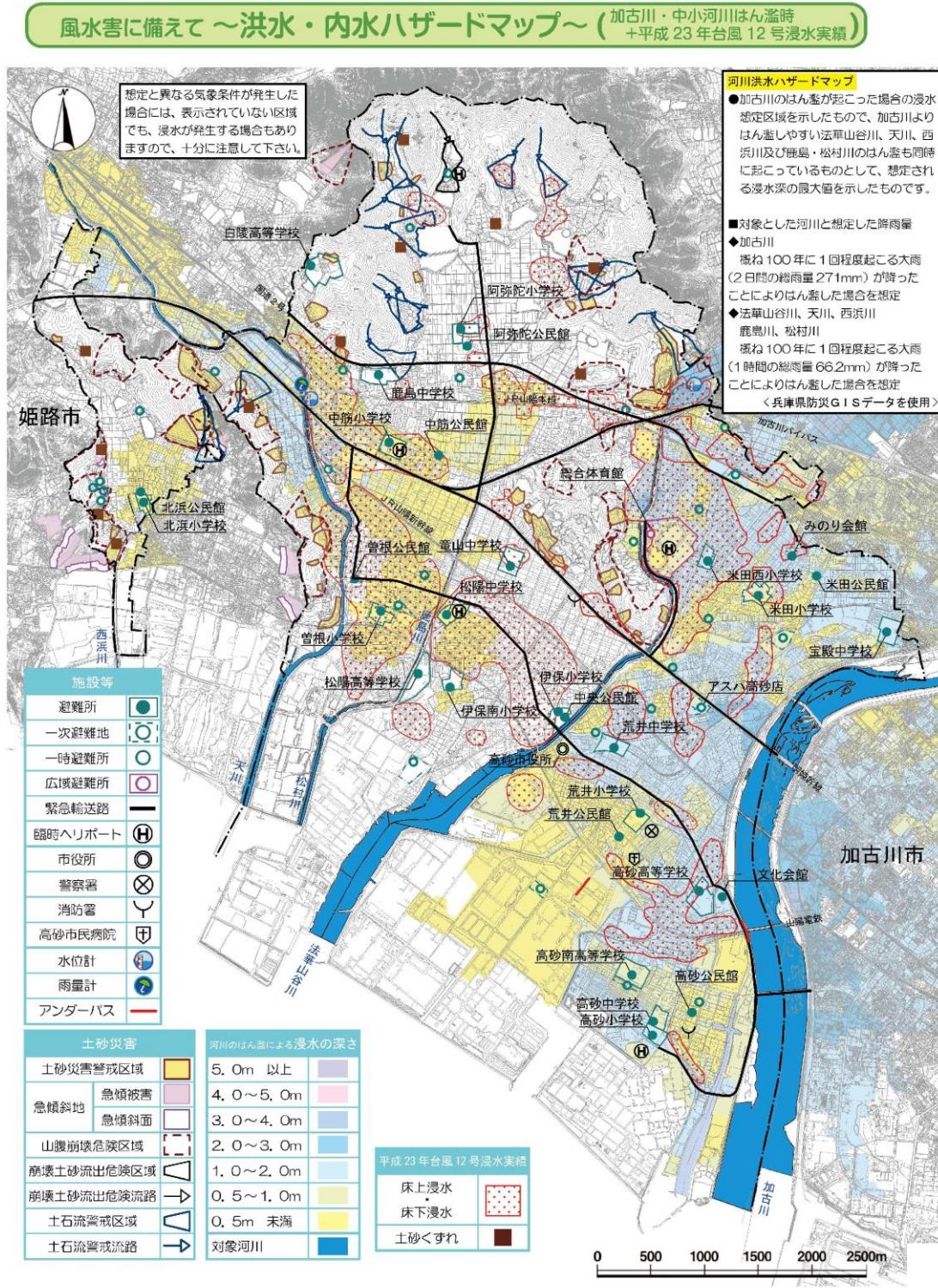


図2-10 法指定現況図

(国土交通省国土数値情報)

7. 災害特性

高砂市の自然災害としては、風水害や地震が想定され、その災害別にハザードマップ及び危険度マップが公開されています。(図2-11～図2-14)

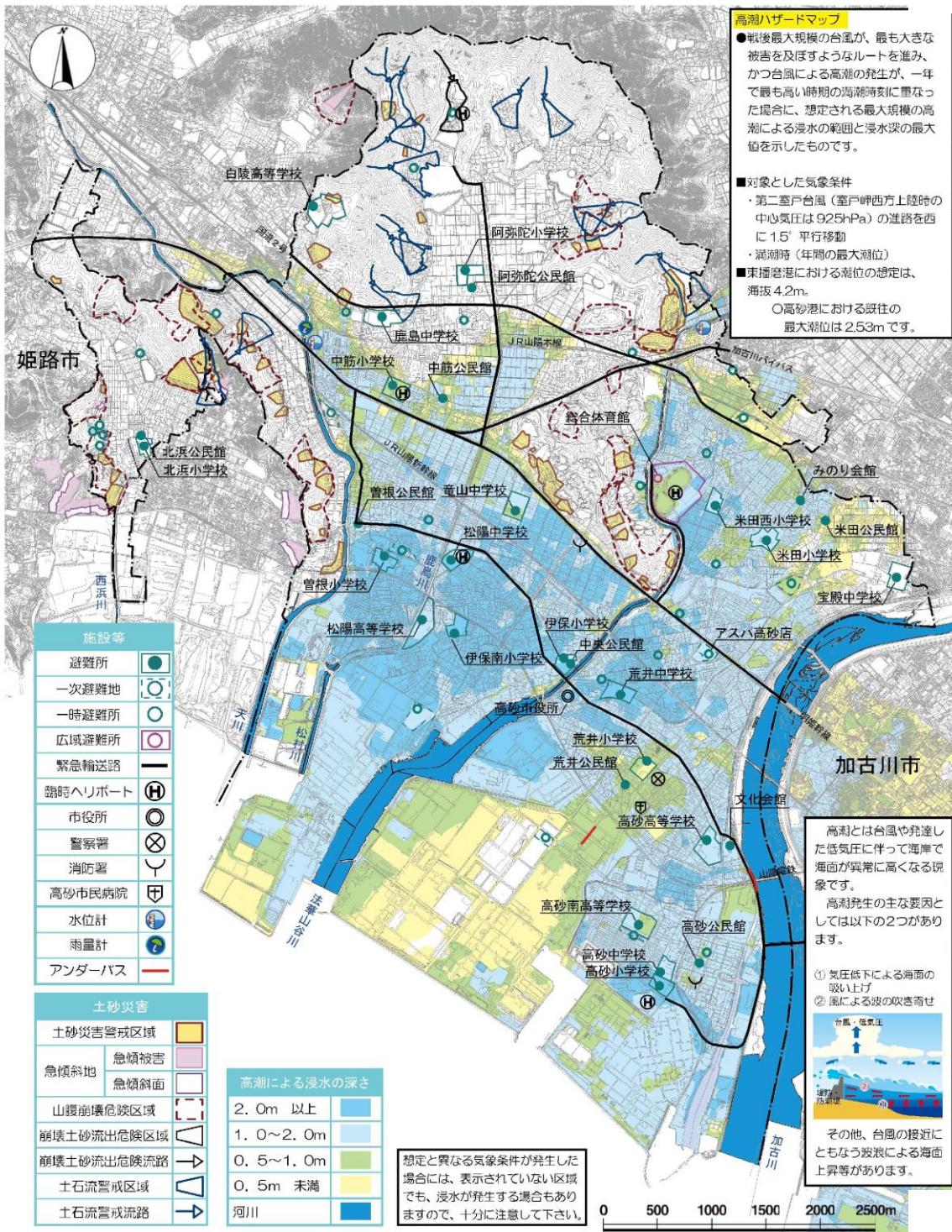


風水害に備えて

図2-11 洪水・内水ハザードマップ

(高砂市資料)

風水害に備えて～高潮ハザードマップ～

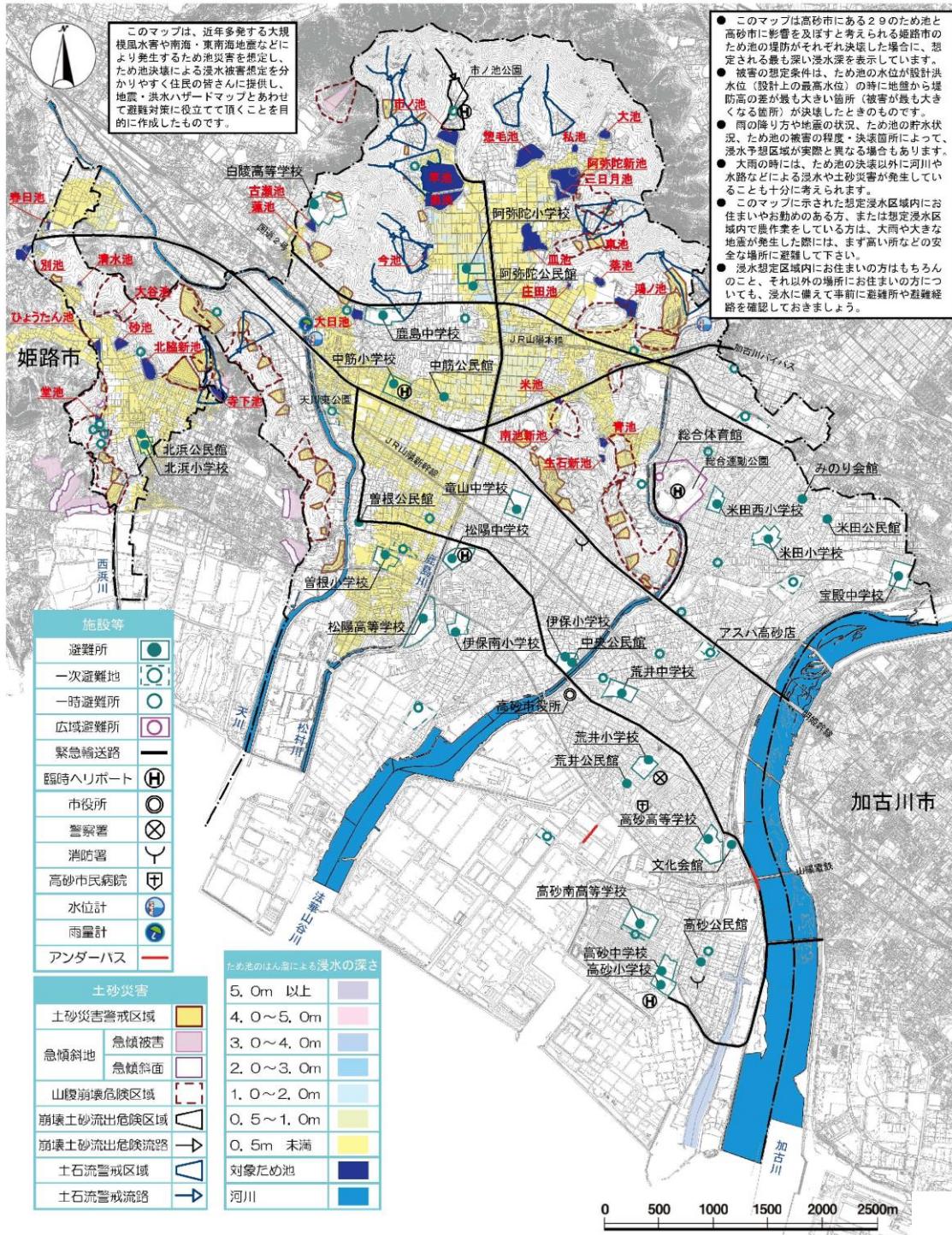


風水害に備えて

図2-12 高潮ハザードマップ

(高砂市資料)

風水害に備えて～ため池ハザードマップ～

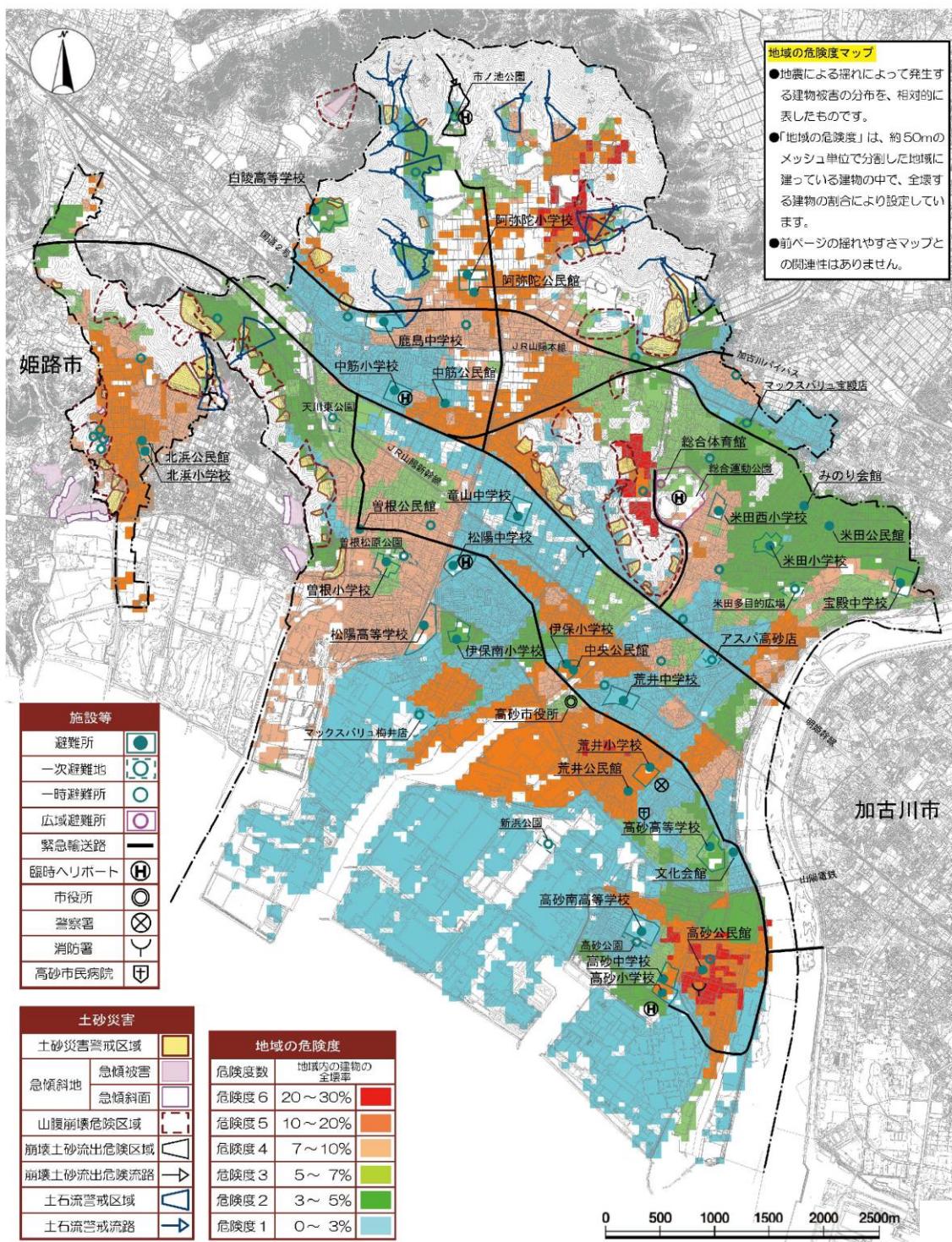


風水害に備えて

図2-13 ため池ハザードマップ

(高砂市資料)

地震に備えて～地域の危険度マップ～



地震に備えて



図2-14 地域の危険度マップ

(高砂市資料)

第2節 高砂市の緑の現況

1. 植生

高砂市内の植生現況は図2-15に示すとおりです。低地は市街地等と田畠が大半を占めています。高御位山や竜山の丘陵地の尾根にはアカマツ林が、斜面の下部などにはコナラ林が広がっています。

市西部の日笠山周辺ではコナラ林が形成されており、姫路市との境界付近にはウバメガシ群落が見られます。

また、平成9年に行った植生調査によると、アカマツ林がマツ枯れや山火事等により消失している地域では、植生遷移の進行によってアラカシなどが優先する常緑広葉樹林、あるいはコナラやムクノキなどが優先する落葉広葉樹林が形成されつつあるとされています。

植生自然度^{*}という指標（表2-4）で市内の植生現況を見ると、高御位山など市北部に広がる丘陵地や竜山、及び市西部の姫路市との境界付近の山林は植生自然度7の二次林^{**}が広く分布しています。（図2-16）

また、加古川河口には、水辺に関連深いヨシクラス^{***}のような植生自然度10の自然草原・湿原が分布しています。

※植生自然度：植生からみて土地の自然性がどの程度残されているかを示す指標の一つ

※二次林：自然林が伐採された後、または焼失した後に自然に生えてきた樹林のこと

※ヨシクラス：大きな河川の下流部や河口部、湖の岸边に見られ、ヨシやガマなど大型の抽水植物の生育により特徴づけられる植物群のこと

表2-4 植生自然度区分

植生自然度	概要	備考
1	市街地、造成地	植生が殆ど残存しない地区
2	農耕地（水田、畠地）	水田、畠地等 緑の多い住宅地（緑被率60%以上）
3	農耕地（樹園地）	果樹園、桑畠、茶畠、苗園等の樹園地
4	二次草原（背の低い草原）	シバ群落等の背丈の低い草原
5	二次草原（背の高い草原）	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
6	造林地	常緑針葉樹、落葉広葉樹、常緑広葉樹等の植林地
7	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等 一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
8	二次林（自然林に近いもの）	ブナ、ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等代 償植生であっても特に自然植生に近い地区
9	自然林	エゾマツトドマツ群落、ブナ群集等、自然 植生の内、多層の植物社会を形成する地区
10	自然草原・湿原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植 生の内单層の植物社会を形成する地区 (⑨⑩は自然性の高さにおいて同じランク)

（資料：自然環境保全基礎調査（環境省編））

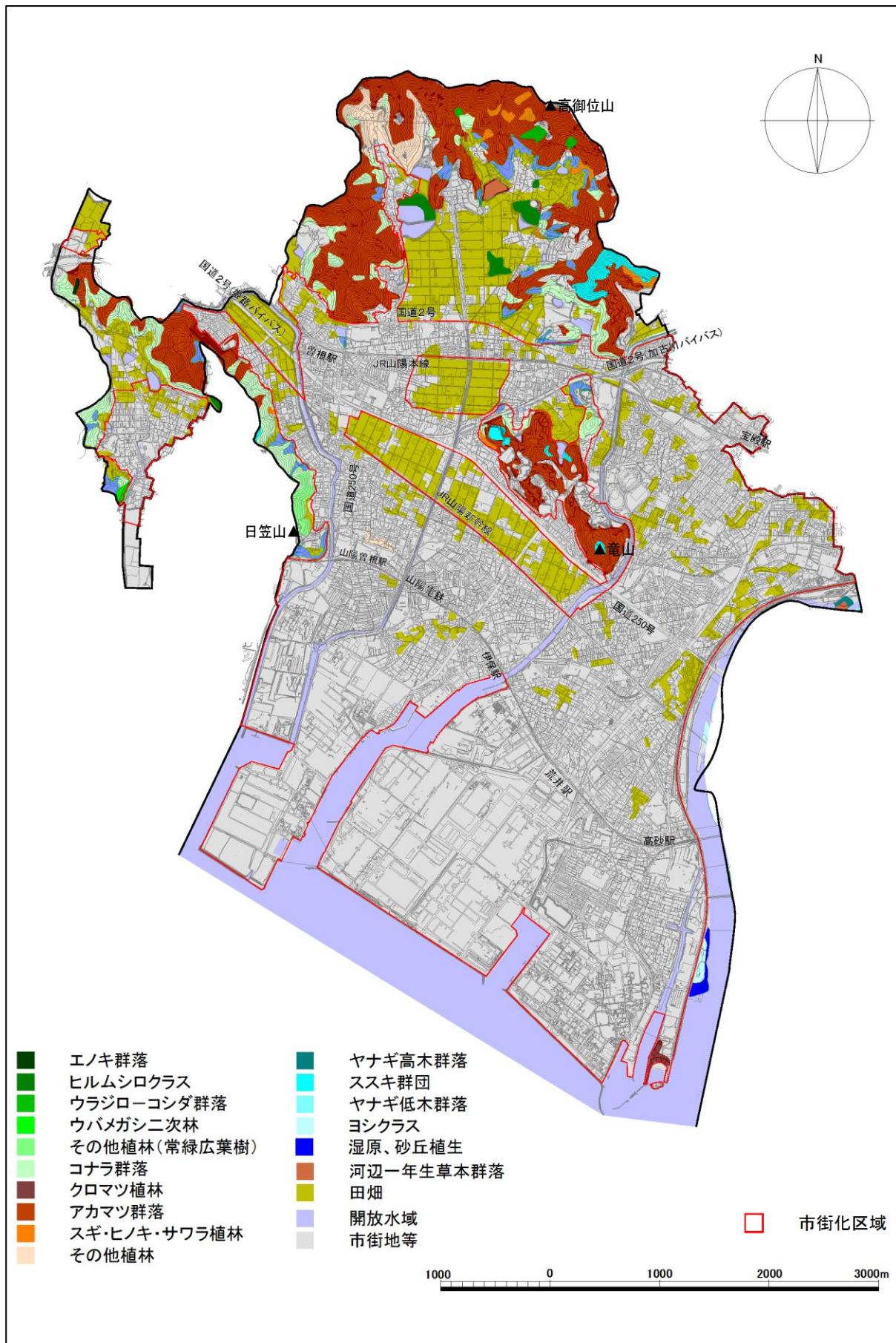


図2-15 植生現況図

(環境省自然環境保全基礎調査)

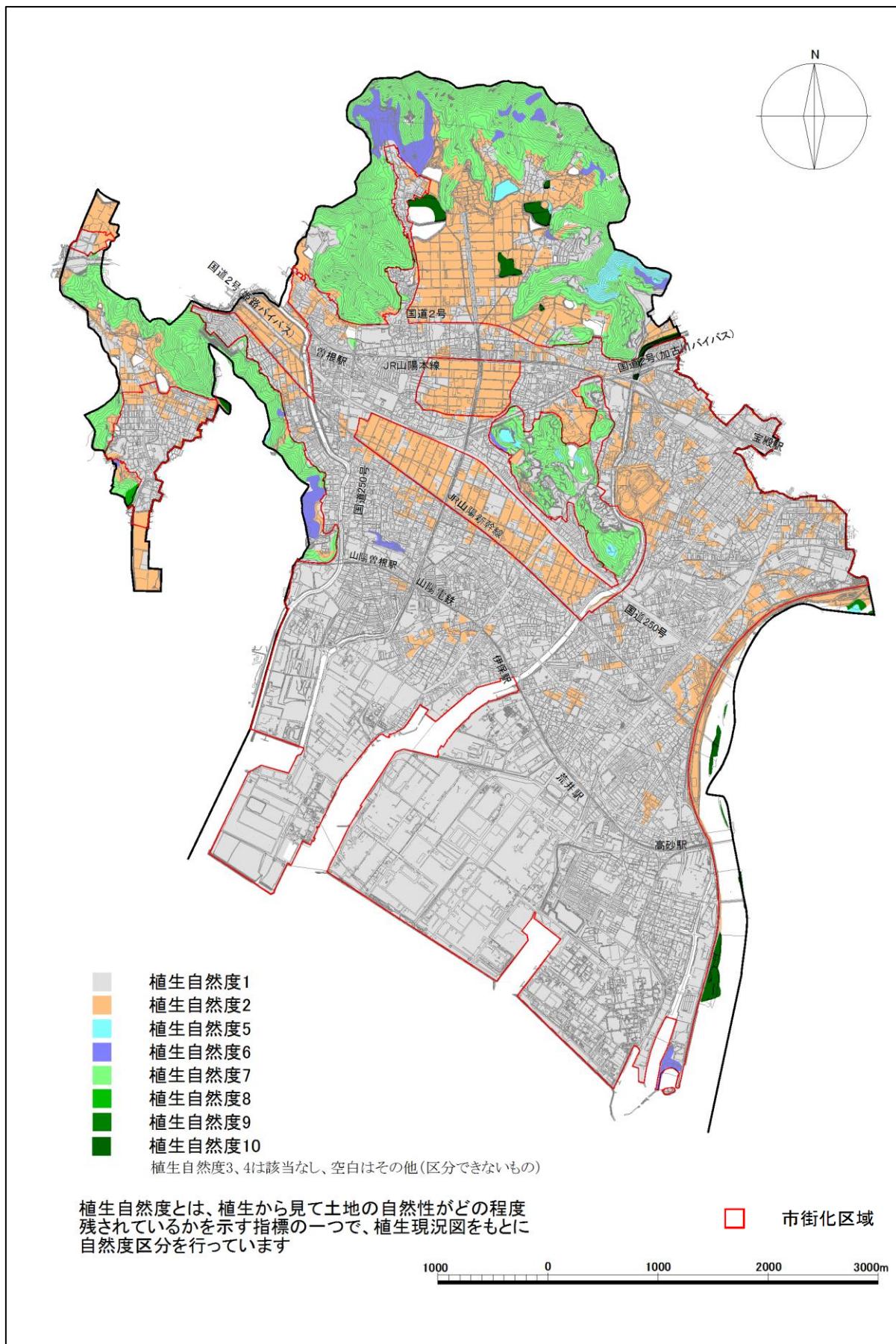


図2-16 植生自然度図

(環境省自然環境保全基礎調査)

2. 動植物

高砂市には多くのため池が点在します。また、河川や海岸もあることから多くの水生植物、湿生植物の宝庫となっています。

しかし近年では、山際の湿地の減少、河川の改修、農地の減少に伴うため池の減少などにより、水生、湿生植物の生息地が減少しています。そのため、絶滅の危機にある種が相当数に上っています。

市北部にある市ノ池には水生植物が 14 科 24 種、湿生植物が 12 科 31 種生息していますが、この中には絶滅危惧種として「全国版レッドデータブック※」に収載されているミズニラ、オニバス、ガガブタ、並びに「レッドデータブック近畿版」に収載されているオオトリゲモ、ツクシクロイヌノヒゲが含まれています。このことから、市ノ池は播磨地域のため池の中でもきわめて貴重な水生植物相を有する場所であるといえます。

一方、平成9年に行った動物調査によると、哺乳類はネズミ、モグラ、タヌキなど、3目4科5種が確認されています。

鳥類は12目28科77種が確認されており、その中にはミサゴ、オオタカ、ハヤブサなどの猛禽類も確認されています。鳥類の大半はヒヨドリ、モズ、ウグイスなど、市街地近郊の丘陵地や雑木林で普通に見られる種ですが、ため池が点在する市北部の山麓や加古川ではサギ類やカモ類といった水辺で見られる鳥類が確認されています。

爬虫類は、2目5科7種が確認されています。

両生類は、2目4科8種が確認されており、カスミサンショウウオやニホンアカガエル、シュノーケルアカガエルが確認されています。

昆虫類は、10目62科176種が確認されていて、全国的に見ても減少が著しいヨドシロヘリハンミョウも確認されています。

その他、メダカを含む淡水魚類が3目5科6種が確認されています。

※絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与える要因等の情報をとりまとめたもので、環境省の最新版は「レッドリスト 2015」



オニバス



ガガブタ

3. 緑に関する地域資源

①主要な樹木

市内の主要な樹木は図2-17のとおりです。「高砂市保存樹指定要綱」に基づく保存樹（表2-5）や、自然環境保全基礎調査（環境省）で報告されている巨樹・巨木等があります。

👉 高砂市保存樹指定基準（高砂市保存樹指定要綱より）

保存樹の指定基準は、次のいずれかに該当し、健全な生育をしている樹木とする。

- (1) 高木性のもので地表からの高さが10m以上で、かつ、地表から1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること。ただし、株立ちした樹木は1.5mの高さにおける幹の周囲の和が1.5m以上であること。
- (2) 樹齢が推定200年以上であること。
- (3) 枝葉の広がりの占める面積が10m²以上で、樹齢が推定100年以上であること。
- (4) 樹形、樹種等が珍しく、特にすぐれているもの

👉 巨樹・巨木

環境省が、自然環境保全基礎調査の中で、地上から1.3mの高さでの幹周りが3m以上の樹木を調査しています。高砂市内では、ケヤキとイチョウが報告されています。

表2-5 高砂市保存樹指定要綱による保存樹

樹種	推定樹齢(年)	備考
イブキ	700	高砂神社
カヤ	300	高砂神社
エノキ	200	高砂神社
クロマツ	400	十輪寺
ソテツ	1,000	十輪寺
オガタマ	600	
カヤ	250	
モチノキ	300	正覚寺
ケヤキ	300	
イチョウ	300	弁財神社
イチョウ	200	竹島神社
オガタマ	500	
モチノキ	200	さくら公園
イヌマキ	250	覚正寺
ヤマモモ	200	
クロマツ	300	桃源寺
ケヤキ	200	
ケヤキ	200	
サルスベリ	200~300	桃源寺

（高砂市資料）

②社寺林等

市内には、国史跡に指定された石の宝殿のある生石神社や相生の松のある高砂神社、曾根の松のある曾根天満宮、荒井神社、鹿嶋神社、十輪寺、時光寺などの多くの社寺があり、それぞれ樹林地や緑地を備えています（図2-17）。こうした社寺林等は、歴史性を有する緑の資源として挙げられます。

③その他の緑の資源

その他の緑の資源は図2-18 のとおりです。市内に数多く点在するため池や、1700年以上採石が続く竜山石採石遺跡、松村川・鹿島川の桜並木、日笠山の桜、馬坂峠のノジギク、加古川河口のヨシクラスなどがあります。また、海岸部には、「日本の白砂青松100選」に選ばれた高砂海浜公園があります。江戸時代には、美しい松原が広がり、神社の靈松とともに、名所として、多くの人が参詣に訪れていました。



市ノ池



松村川の桜並木



日笠山の桜



馬坂峠のノジギク



加古川河口のヨシクラス



高砂海浜公園の白砂青松

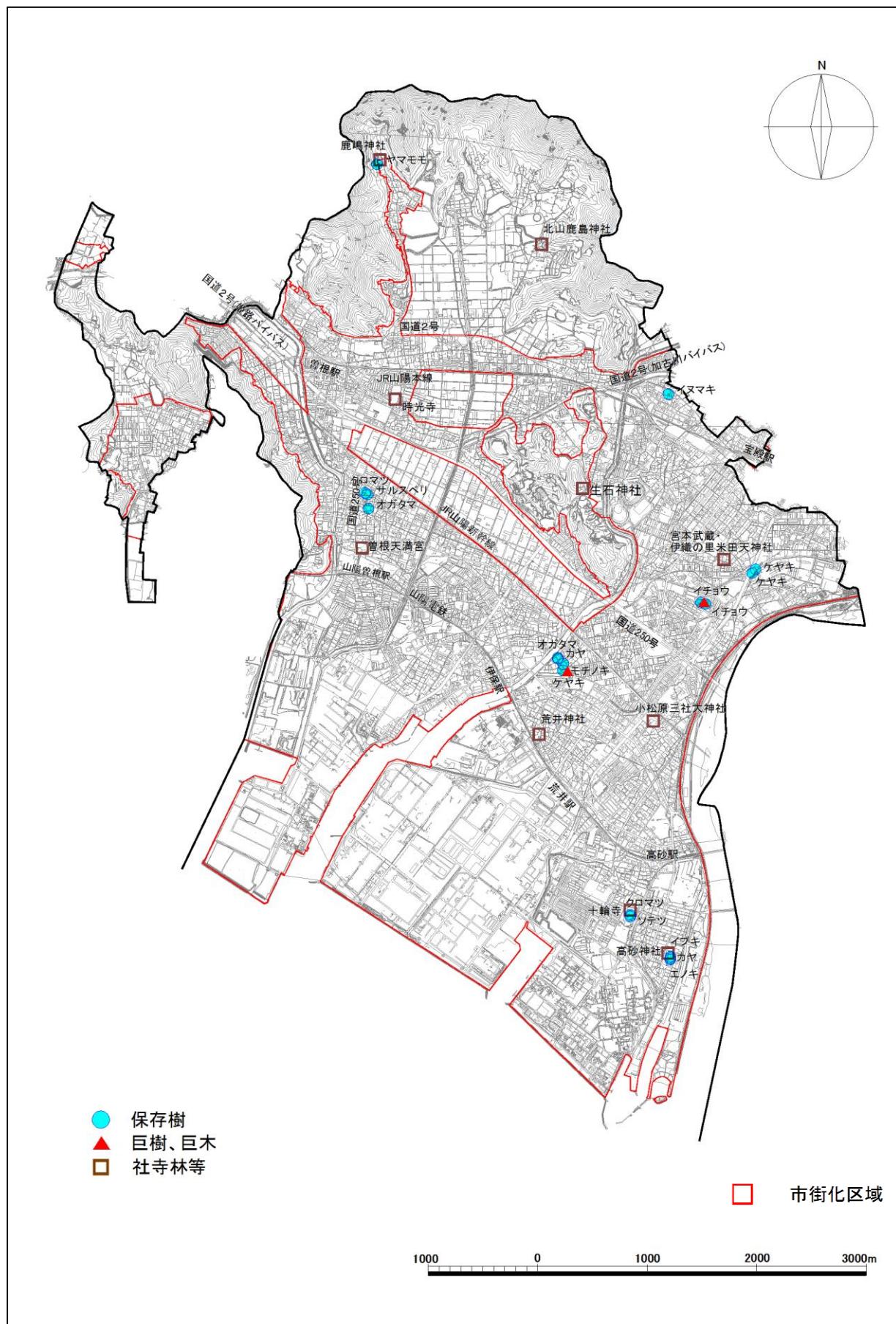


図2-17 巨樹・巨木、保存樹等分布図
(環境省自然環境保全基礎調査、高砂市保存樹台帳)

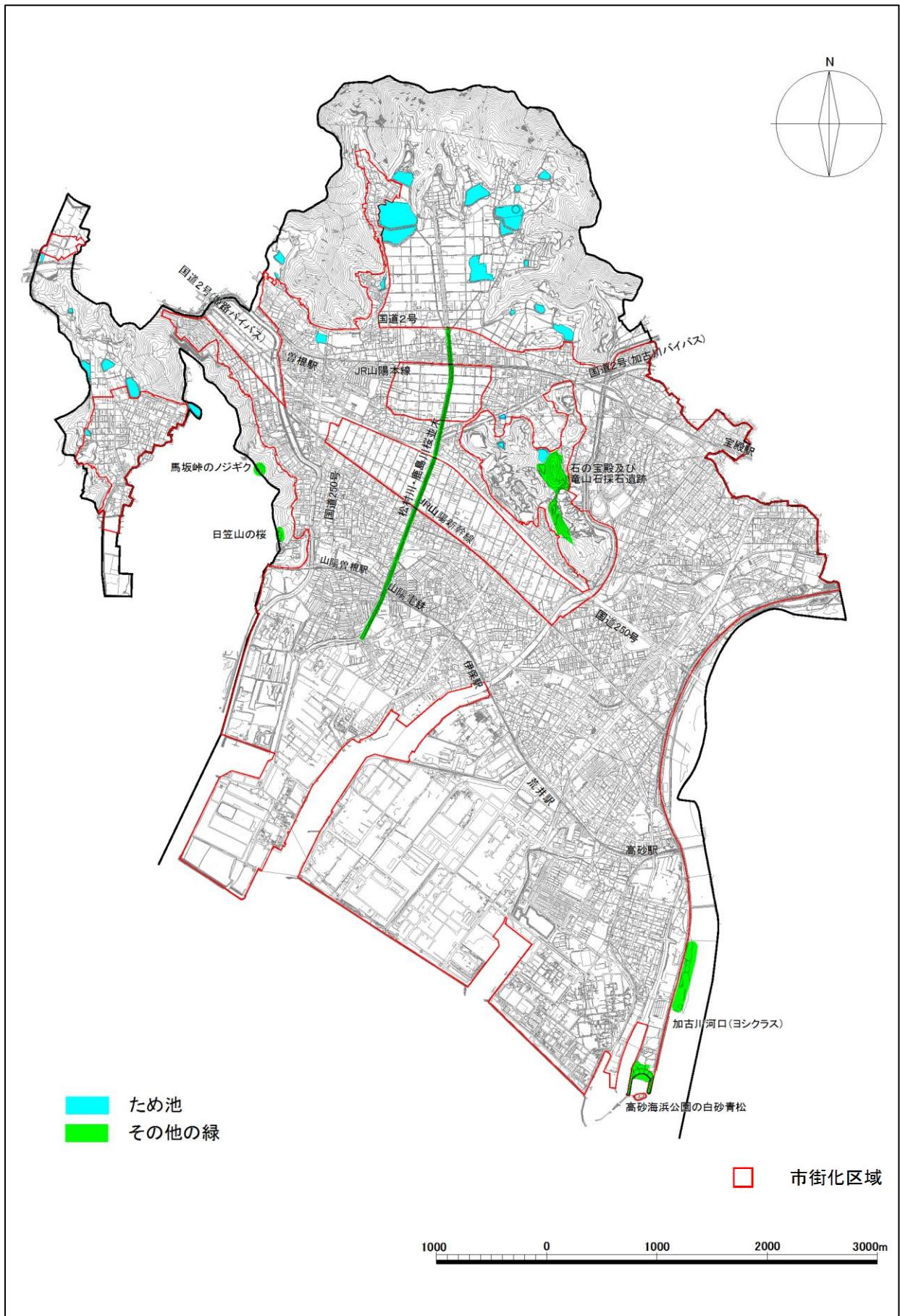


図2-18 その他緑の資源分布図

4. 都市公園等の現況

市内の都市公園等の現況は表2-6のとおりです。

都市公園とその他の公園をあわせた都市公園等面積は141haであり、市民一人当たりの都市公園等面積は15.48m²、市街化区域における市民一人当たりの都市公園等面積は6.29m²となっています。都市公園等の配置現況は図2-19のとおりです。

また、都市計画決定されてから長期間未整備となっている都市計画公園があります。その内容は表2-7のとおりです。

表2-6 都市公園等の現況（平成28年3月）

区分	種別	市街化区域		市街化調整区域		計	
		面積 (m ²)	一人当り (m ² /人)	面積 (m ²)	一人当り (m ² /人)	面積 (m ²)	一人当り (m ² /人)
都市公園	街区公園	87,184	0.99	2,317	0.80	89,501	0.98
	近隣公園	52,457	0.59	0	0.00	52,457	0.58
	地区公園	69,207	0.78	0	0.00	69,207	0.76
	総合公園	0	0.00	105,000	36.21	105,000	1.15
	運動公園	159,000	1.80	50,689	17.48	209,689	2.30
	特殊公園（風致公園）	0	0.00	7,700	2.66	7,700	0.08
	墓園	0	0.00	127,000	43.79	127,000	1.39
	都市緑地	6,899	0.08	0	0.00	6,899	0.08
都市公園計		374,747	4.25	292,706	100.93	667,453	7.33
その他の公園	開発公園	26,619	0.30	324	0.11	26,943	0.30
	緑地公園	1,451	0.02	21,000	7.24	22,451	0.25
	緑道	28,800	0.33	0	0.00	28,800	0.32
	ちびっこ遊園	7,496	0.08	1,000	0.34	8,496	0.09
	その他	115,944	1.31	540,000	186.21	655,944	7.20
合計		555,057	6.29	855,030	294.84	1,410,087	15.48

市街化区域人口：88,200人

市街化調整区域人口：2,900人

都市計画区域人口：91,100人

※人口はH22国勢調査をもとに、その後の人口推移をふまえて配分した推計値

表2-7 長期末整備都市計画公園

名称	種別	計画決定年月日
曾根松原公園	近隣公園	昭和28年3月31日
向島公園	地区公園	昭和27年3月31日
日笠山公園	特殊公園（風致公園）	昭和55年3月14日
加古川河川敷緑地	緑地	昭和48年9月28日

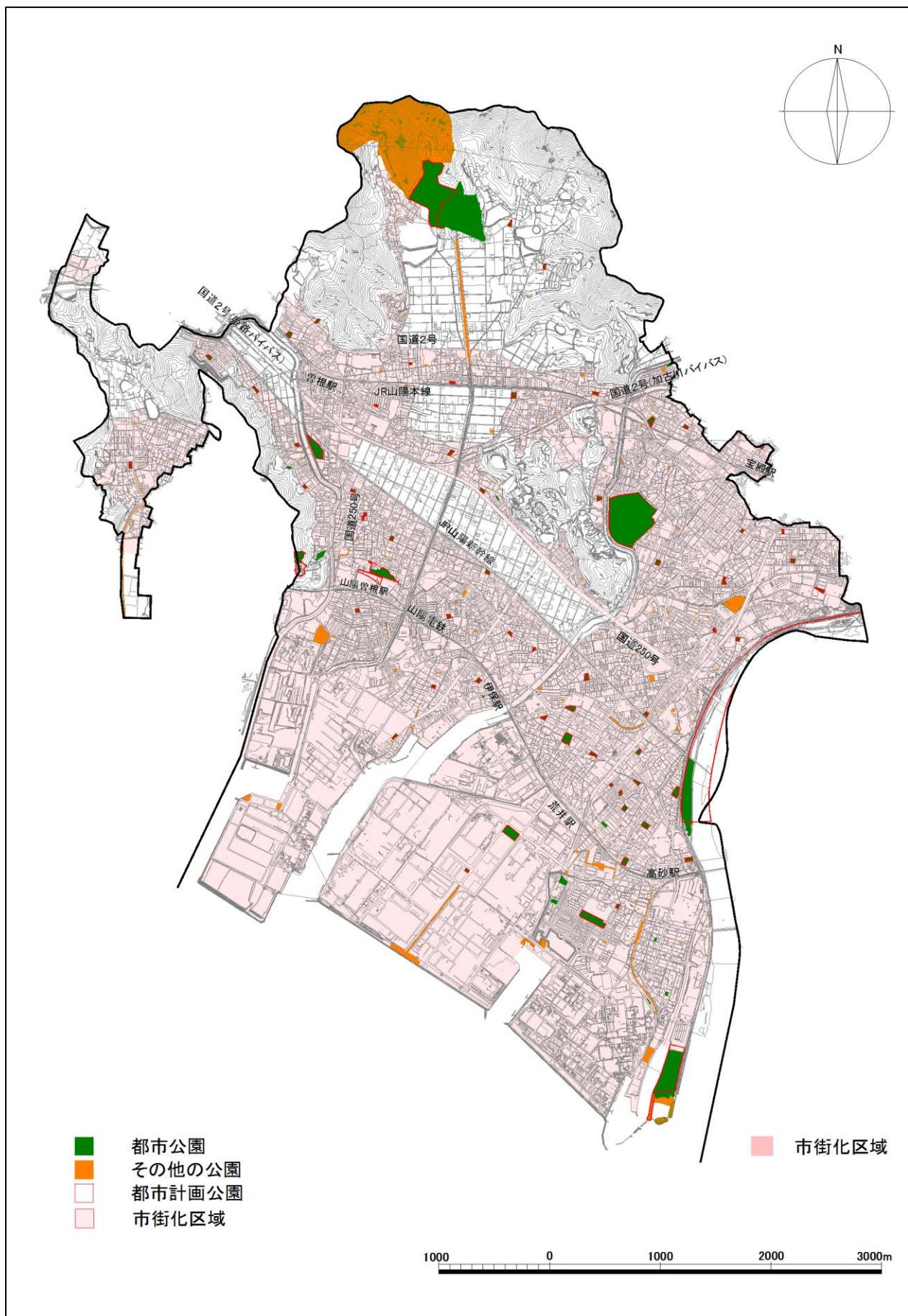


図2-19 都市公園等現況図

5. 緑被の現況

高砂市の緑被の現況は、表2-8及び図2-20、図2-21 のとおりです。

市全域の緑被面積は約 1,292ha、緑被率（市全体面積に対する緑被面積の割合）は 37.6%となっています。

緑被地※の内訳としては、樹林地が約 796ha (23.1%)、草地が約 200ha (5.8%)、農地が約 297ha (8.6%) となっています。

なお、市街化区域の緑被率は 20.8%、市街化調整区域は 66.1% となっています。

市街化区域内の指定用途地域別にみると、第一種及び第二種低層住居専用地域では、指定地域内の約3割が緑で覆われている状況です。

準工業地域、工業地域、工業専用地域については、高砂市の場合は大規模な事業所が多いため、工場立地法に基づく緑化が行われていることから、緑被率は 20%前後確保されています。

対して、商業地域や近隣商業地域では、緑被率が 8%程度となっています。

※緑被地とは樹林地や草地、農地などの緑に覆われた土地のこと。空中写真等を用いて緑被の分布状況と緑被面積の把握を行っている。

表2-8 緑被率の現況

区域	面積 (ha)	樹林地		草地		農地		総計	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
第一種低層住居専用地域	153	17.46	11.41	3.68	2.41	25.75	16.83	46.90	30.65
第二種低層住居専用地域	98	11.35	11.58	2.81	2.87	14.34	14.64	28.51	29.09
第一種中高層住居専用地域	566	66.11	11.68	17.11	3.02	27.61	4.88	110.83	19.58
第二種中高層住居専用地域	7	0.51	7.22	0.34	4.89	0.52	7.39	1.37	19.50
第一種住居地域	224	22.48	10.04	7.29	3.26	15.19	6.78	44.96	20.07
第二種住居地域	136	19.57	14.39	10.61	7.80	3.18	2.34	33.37	24.53
準住居地域	52	4.41	8.48	2.28	4.39	2.65	5.09	9.34	17.96
近隣商業地域	63	3.88	6.16	0.92	1.46	0.28	0.44	5.08	8.07
商業地域	17	1.33	7.82	0.07	0.39	0.00	0.00	1.39	8.21
準工業地域	109	9.18	8.42	6.53	5.99	3.43	3.15	19.15	17.56
工業地域	148	22.68	15.32	16.03	10.83	0.34	0.23	39.05	26.39
工業専用地域	589	49.04	8.33	60.46	10.26	0.00	0.00	109.50	18.59
市街化区域	2,162	228.01	10.55	128.14	5.93	93.30	4.32	449.44	20.79
市街化調整区域	1,276	567.57	44.48	71.96	5.64	203.41	15.94	842.94	66.06
市 域	3,438	795.58	23.14	200.10	5.82	296.71	8.63	1,292.39	37.59

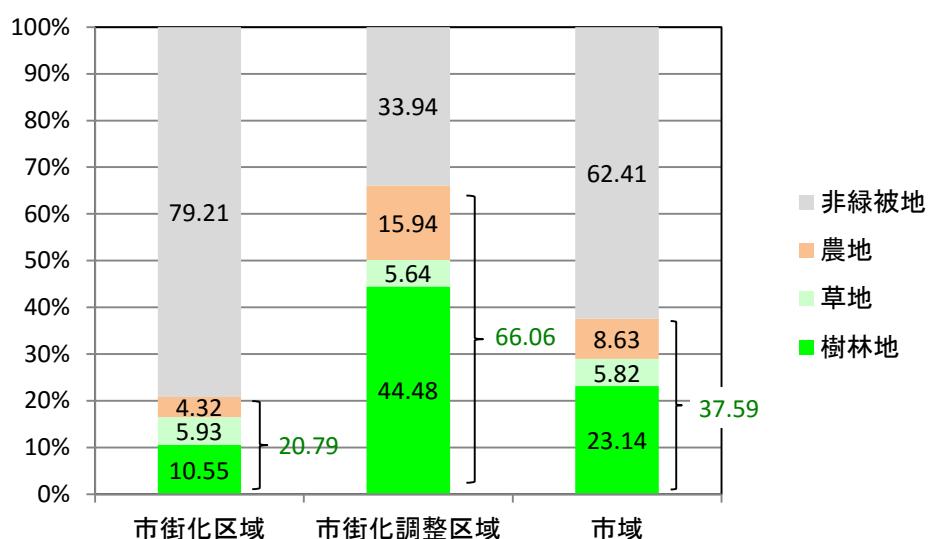


図2-20 区分別の緑被率

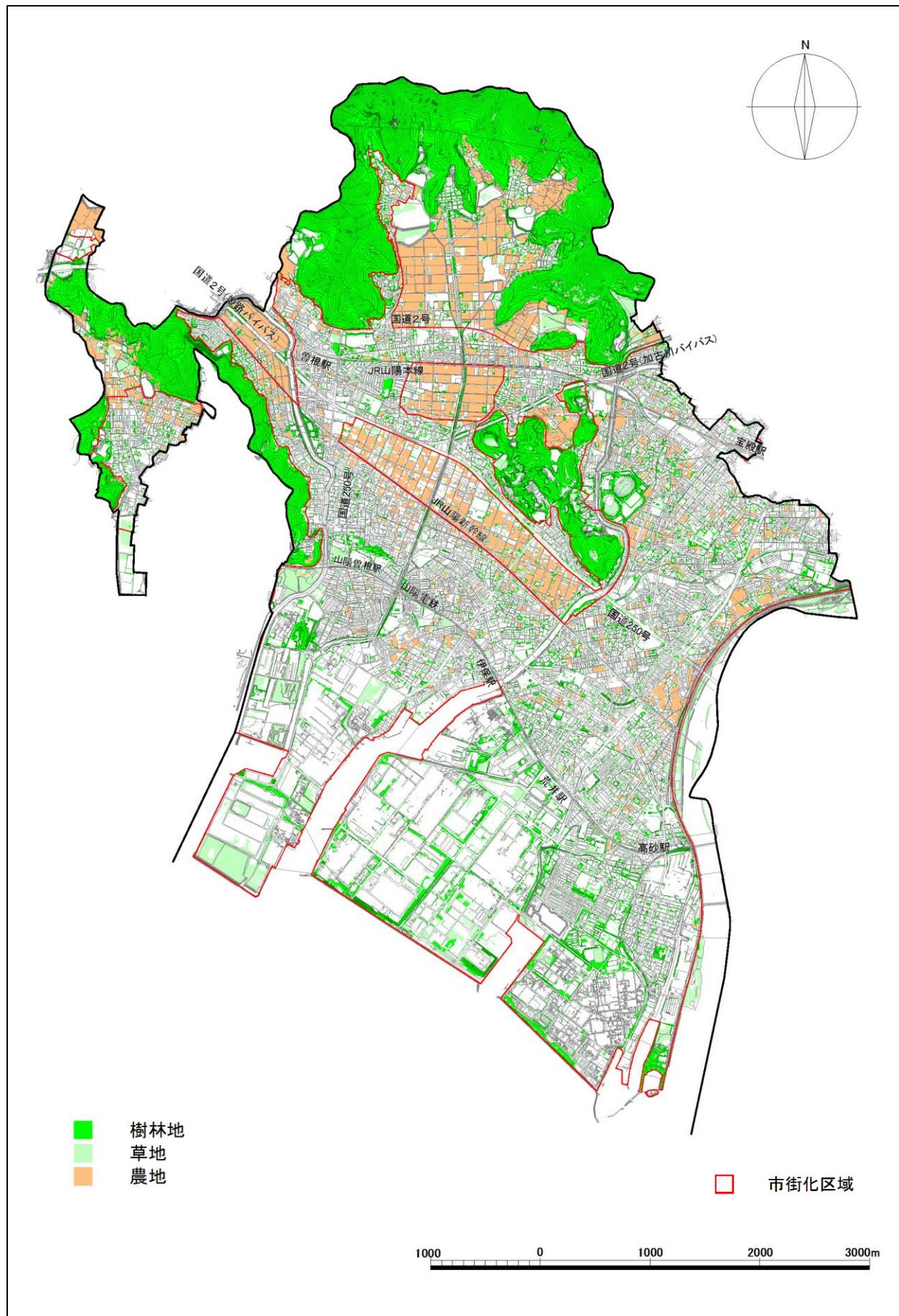


図2-21 縁被地の分布図

6. 都市緑化の現況

都市緑化の現況として、街路樹の植栽区間は図2-22のとおりです。

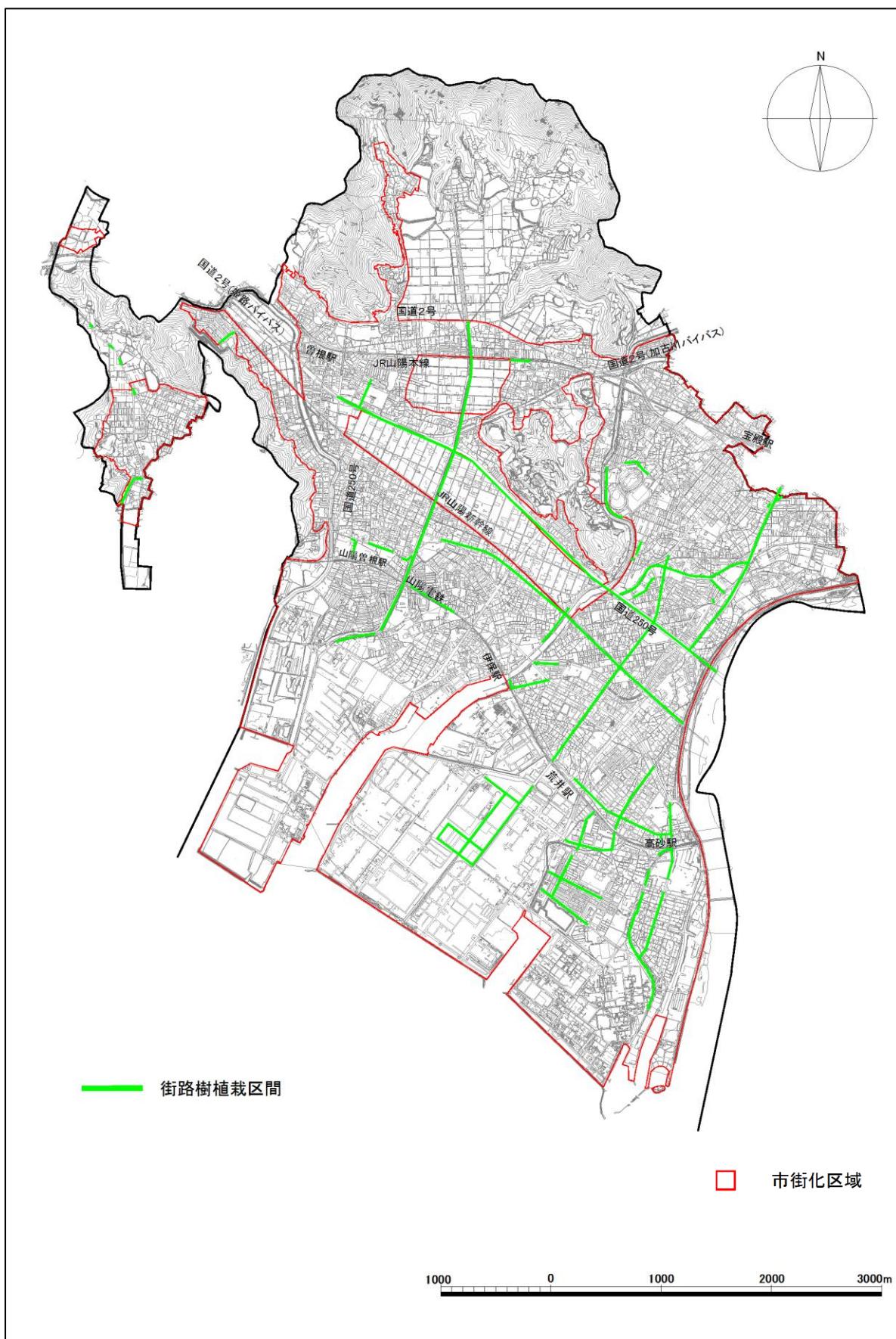


図2-22 街路樹位置図

7. 緑に関する市民活動

緑に関する市民活動としては、緑地の保全や緑化、高砂市の環境上の特徴でもあるため池に関連した活動、公園や道路等の緑化活動などが挙げられます。その詳細は表2-9のとおりです。

表2-9 緑に関する市民活動の現況

活動区分	活動内容
緑化全般	まちづくり活動の普及・啓発、公共的空間の緑化、調査研究会報等の発行など、花と緑のまちづくり全般に関する活動が行われています。
アダプトプログラムによる活動	市民と市が互いの役割分担について協議し、合意書を締結した上で、市民が継続的な美化活動を行い、行政がそれを支援する仕組みがアダプトプログラムです。 市では、平成23年度から導入し、現在道路、緑道等で活動が行われています。
植樹活動	企業と市などが「企業の森づくり活動への取組に関する協定」を締結して、植樹活動や下草刈りを通じた森林再生活動を行っています。 地元小学生の協力を得て、山火事跡地でどんぐりを拾い、育て、山に還す運動なども行われました。
ため池の維持保全や調査	市内に多数点在しているため池の維持・保全活動、生き物調査や観察会、ため池改修工事への提言などが行われています。
海辺の清掃活動	高砂海浜公園に漂着するアオサを回収し浜辺をきれいにするために、市民ボランティアや子どもたちによる活動が行われています。
花のまちづくり活動	公園や道路、駅前での花植え、除草、水やり、育苗などの花のまちづくりが行われています。
その他	緑のカーテン展示や県民まちなみ緑化事業などが行われています。



緑のカーテン展示



ぼくらの向島大作戦（海辺の清掃活動）

8. 緑に対する市民意識

平成 26 年 10 月に行った「高砂市緑のまちづくりに関するアンケート※（以下「市民アンケート」という。）」から、市民の緑のまちづくりに対する意識や行動を整理しました。

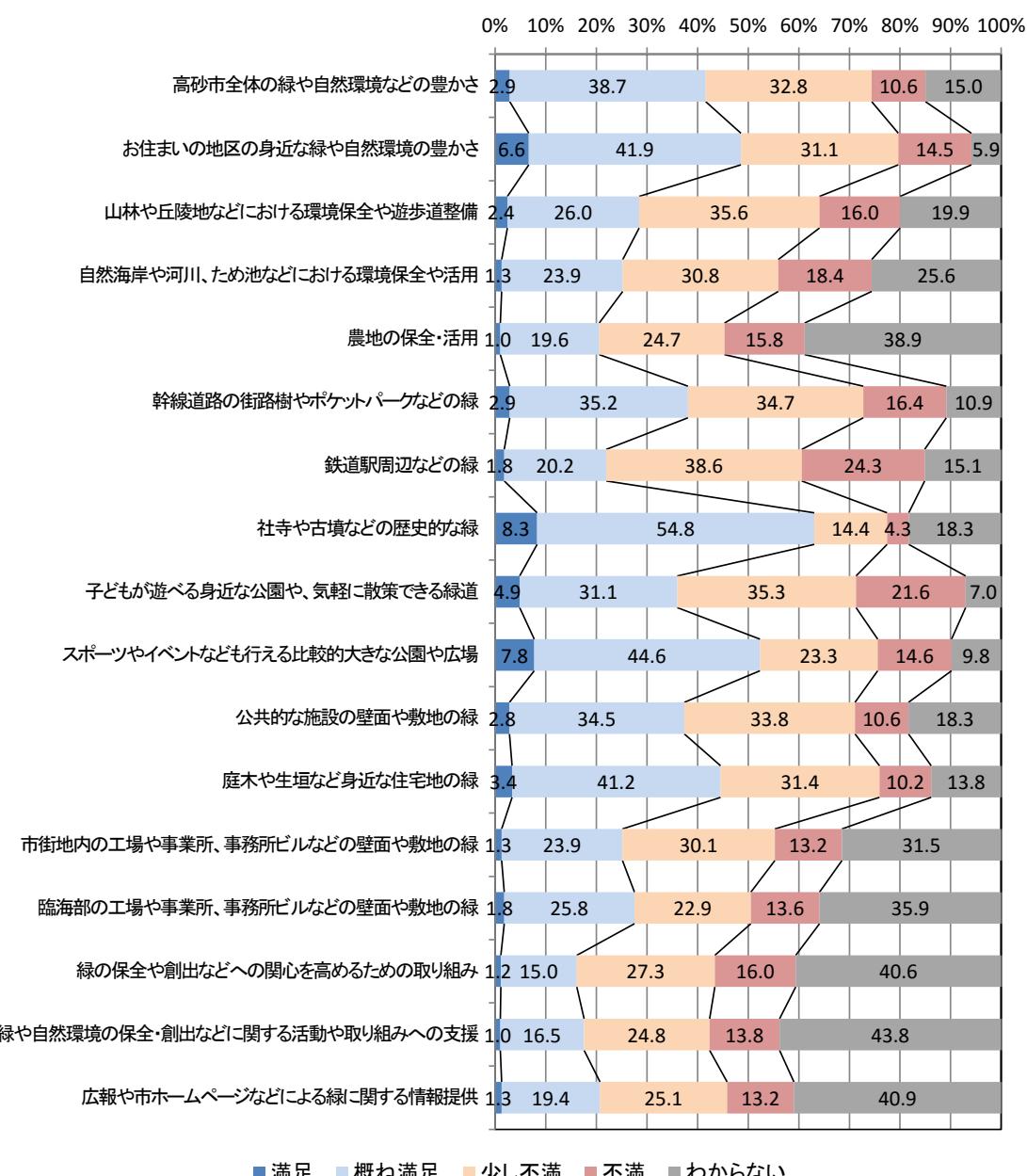
※市内在住の 20 歳以上の男女から無作為に抽出した 2,000 名を対象にアンケート調査を実施しました。

◆緑や公園緑地に対する満足度

緑や公園の現状に対する満足度（「満足」と「概ね満足」を足した数値）が最も高い項目は「社寺や古墳などの歴史的な緑」で、次に「スポーツ等が行える大きな公園や広場」「身近な緑や自然環境の豊かさ」でした。

反対に不満度（「不満」と「少し不満」を足した数値）が最も高い項目は「鉄道駅周辺などの緑」で、次いで「子どもが遊べる身近な公園や、気軽に散策できる緑道」でした。

緑や公園緑地に対する満足度

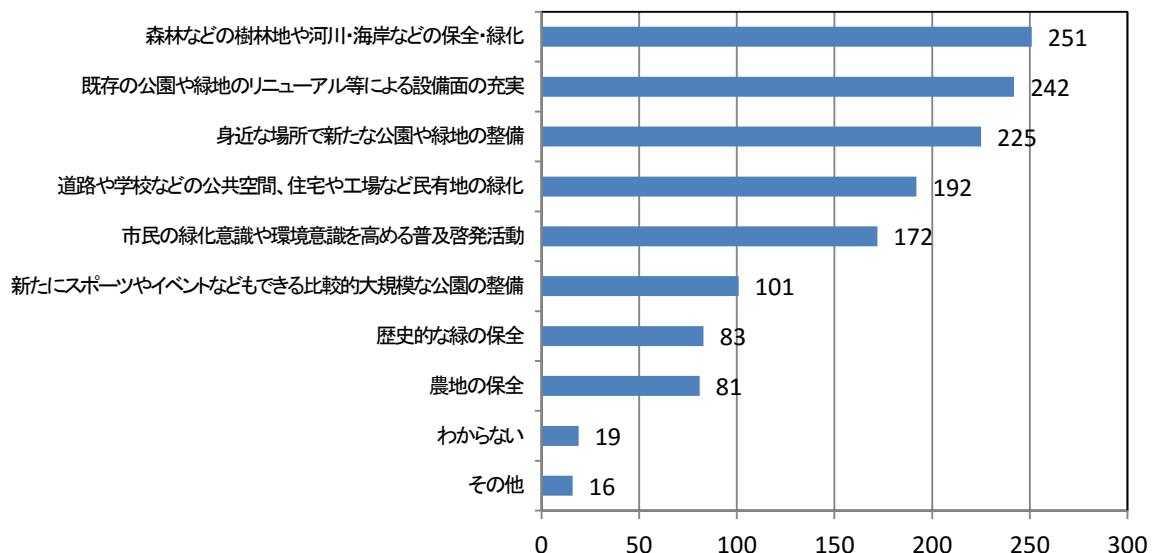


■満足 ■概ね満足 ■少し不満 ■不満 ■わからない

◆緑を守り、増やすために重点的に進めるべき施策

緑を守り、増やすために重点的に進めるべき施策についての回答を見ると、「森林などの樹林地や河川・海岸などの保全・緑化」「既存の公園や緑地のリニューアル等による設備面の充実」「身近な場所で新たな公園や緑地の整備」などの意見が多くみられます。

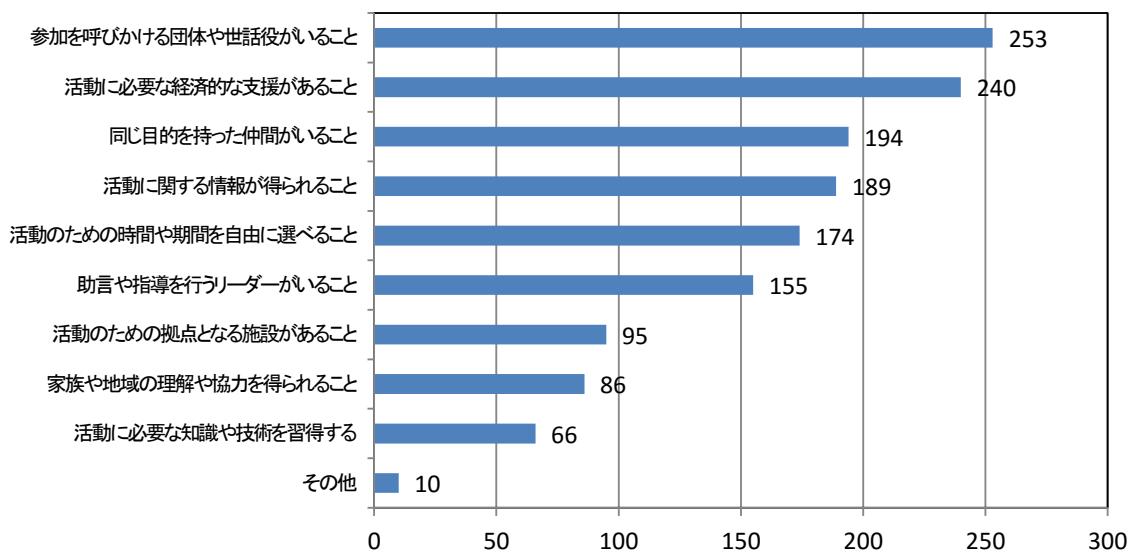
緑を守り、増やすために重点的に進めるべき施策



◆「緑のまちづくり」に参加するために必要なこと

「緑のまちづくり」に参加するために必要なことについての回答を見ると、「参加を呼びかける団体や世話役がいること」「活動に必要な経済的な支援があること」などの意見が多くみられます。

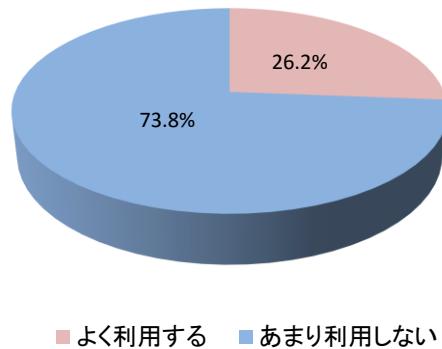
緑のまちづくりに参加するために必要なこと



◆公園利用状況

公園の利用状況についての回答を見ると、「よく利用する人」は 26.2%と全体の 1/4 程度を占めています。

公園の利用状況



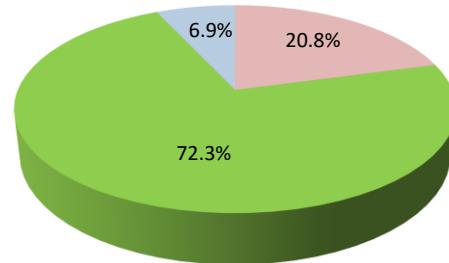
■よく利用する ■あまり利用しない

◆今後の公園の整備量

公園の数についての回答を見ると、「もっと公園が必要」との回答は 20.8%で、「今ままでよい」が 72.3%を占めています。

一方、「もっと少なくともよい」との回答は、全体の 6.9%でした。

今後の公園の整備量



■もっと公園が必要 ■今ままでよい ■もっと少なくてよい

◆一番好きな緑がある場所

一番好きな緑がある場所についての回答を見ると、市ノ池公園が最も多く挙げられ、それに次いで総合運動公園、向島公園付近、鹿嶋神社周辺などが挙げされました。

アンケートで市民が挙げた好きな場所（上位 10箇所）

場 所	回答数
市ノ池公園	107
総合運動公園	74
向島公園付近	72
鹿嶋神社周辺	53
日笠山周辺	25
石の宝殿	22
竜山	22
あらい浜風公園	21
曾根松原公園	21
鹿島川・松村川	19

第3節 緑に関する上位、関連計画

緑に関する市の上位・関連計画の概要は以下のとおりです。

◇第4次高砂市総合計画後期基本計画（平成28年3月策定）

計画期間	平成28年～平成32年
都市の将来像	～郷土に学び 未来を拓く～ 生活文化都市 高砂
目標人口	平成32年度：91,000人
基本目標	<ul style="list-style-type: none">①みんなの個性をいかす市民参画都市②誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市③ふるさとを愛し思いやりとたくましさが育つ教育文化都市④地域の暮らしを守る安全安心都市⑤自然と調和した環境共生都市⑥活気があふれ躍動する産業交流都市⑦親しみある簡素で開かれた地域経営都市
自然と調和した環境共生都市について	<ul style="list-style-type: none">・市の自然、文化、歴史などの地域特性を踏まえた土地利用構想に基づき、社会情勢変化に対応しつつ、都市基盤整備を推進するとともに、コンパクトな市域において利便性ある住みやすい生活環境づくりの実現をめざす。・地球規模の環境問題が生じているなか、進展する都市機能と自然との共存・共生を図り、持続可能な循環型の環境づくりや低炭素社会に向けた取組を進める。
公園緑地施策	<p>【施策の目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・良好な景観の保全と創造に向け、市民にうるおいとやすらぎを与える緑化の推進を図るとともに、公園・緑地の整備・管理を推進するため、市と指定管理者等との連携強化を図る。・公園・緑地の拡充やリニューアルに努め、レクリエーションやふれあいの場を創出するとともに、安全性や防災性を向上する。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none">①公園・緑地の維持管理の推進②緑をいかしたまちづくりの推進③新規公園の整備④大型遊具の再設置等⑤地域防災拠点の維持保全⑥公園墓地の緑地面積の確保

◇高砂市都市計画マスタープラン（平成 23 年 4 月策定）

計画目標年次	平成 42 年
都市づくりのテーマ	歴史・文化が息づく活力と潤いのある街 高砂 ～地域の魅力が光る人にやさしい都市づくり～
都市づくりの基本目標	①都市施設を活かした賑わいと魅力ある都市づくり（拠点づくり） ②計画的な土地利用の推進による効率的・効果的な都市づくり（都市環境） ③公共交通を活かした人にやさしい都市づくり（交通網） ④産業の活性化による活力ある都市づくり（産業振興） ⑤水・緑、歴史などの地域資源を活かした都市づくり（環境） ⑥安全で安心して暮らせる都市づくり（防災） ⑦自らが守り育てる都市づくり（住民主体のまちづくり）
目標人口	平成 32 年：95,000 人 平成 42 年：95,000 人
公園緑地の整備方針	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康づくりやふれあいと憩いの場、遊び場、災害時の避難地となる既設の公園・緑地の有効活用を進めるとともに、より身近な公園・緑地の整備充実を図り、うるおいのあるまちづくりを進める。 ・公園・緑地の管理は、公園・緑地の持つ機能を生かし、利用者が安全で快適に利用するため、市民参加の促進や指定管理者との連携強化を図るなど効果的な維持管理体制の強化に努める。 ・経年劣化した公園施設の計画的な修繕を行うなど、安全性の向上に努める。 ・加古川、法華山谷川などの河川、ため池及び海は重要な水辺空間として、また市街地の背後の緑豊かな山地部は良好な自然緑地として、それぞれ有効利用を図るとともに、これらの各拠点を連携する水と緑のネットワークの形成を目指す。 <p>【方針】</p> <p>◆都市公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の身近なレクリエーションの場として、整備を進めるとともに、災害発生時には避難場所として利用できる防災拠点として、施設や設備の充実を進める。 <p>◆身近な公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで気軽に休める憩いの場として整備し、居住環境の向上を図る。 <p>◆市街地内緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的空間（公園・緑地、道路・歩道、河川、駅前、学校など）と私的空間（住宅、駐車場、工場など）の緑化を促進し、これらを結ぶ緑のネットワークの構築の実現に努める。 ・臨海部の工業地では、敷地内緑化を誘導するとともに、緩衝緑地の配置など、住宅地等と隣接する居住環境に配慮した緑地の整備を促進する。

環境保全及び環境形成の方針	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全と形成に関する考え方や施策の方向性を市民・事業者・行政等が共有し、地球規模の環境問題に関する取組を進め、環境への負荷低減を目指す。 ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域全体で排出される温室効果ガス等を削減する対策の推進を目的とした計画を策定し、低炭素社会の形成に向け、地域に密着した取組を行う。 ・市街地においては、居住環境の維持・向上、水や緑などあるおいのある住みよいまちづくりを進めるために、良好な都市環境の形成を図る。 <p>【方針】</p> <p>◆市街地環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地は、地区の再整備に合わせ公園・緑地をはじめとするオープンスペースの積極的な確保と整備に努め、緑豊かな住環境の形成に努める。 ・臨海部の工業地は、敷地内緑化や緩衝緑地の配置など周辺の居住環境に配慮した緑化を促進する。 ・住環境の保全などを目的とした地区計画や建築協定、緑地協定などを適切に活用し、市民の自主的なルールづくりや情報提供などの各種支援に努める。 <p>◆農地環境の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内北部等の農地は、優良農地の保全や多面的な機能の活用を図り、豊かな田園環境を保全する。 ・遊休農地などは、集落営農に向けた取組を推進するとともに、市民農園等への活用を検討し、農地の有効活用を図る。 <p>◆山林環境の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内北部のまとまった山林は、国土の保全、清らかな水資源のかん養、酸素供給、大気浄化、動植物の保護等の公益的機能が発揮出来るように保全に努める。 ・山林を対象とした開発については、適正な土地利用規制等により無秩序な開発を抑制し、開発時においても動植物等との共生に配慮した開発を促進・誘導する。 ・里山については、市民の縁に関する取組や子どもたちの自然体験学習の場として活用する。 <p>◆水と緑のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨海部や加古川、法華山谷川、天川などの河川、山林、農地、ため池などの保全を図るとともに、それらを活用した水と緑のネットワークの形成を図る。
---------------	---

◇高砂市人口ビジョン（平成 27 年 9 月策定）

めざすべき将来の方向	<p>①いま 暮らしている人が幸福感をもてるまちづくり 今、暮らしている誰もが幸せな生活を送れるよう、安全で、安心な「住みよいまち」に</p> <p>②これから 来たい、住みたいと思えるまちづくり これから暮らす人も、通勤・通学している人も、来訪した人も、訪れたい人も、魅力あるまちとして、「来たい、住みたいまち」に</p> <p>③ずっと 未来に夢がもてるまちづくり 今住んでいる人も、これから住む人も、これから生まれてくる人も、ずっと未来に希望をもてる「住み続けたいまち」に</p>
人口の将来展望の考え方	<p>2060 年（平成 72 年）に向けた、最初の総合戦略の期間である 5 年間で行う取組は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①転出超過をゼロにすること。 ②特に若い世代、中でも女性の定住を促進すること。 ③合計特殊出生率、出生数の増加を促進すること。 ④これらを行う基盤として産業を活性化し、雇用の場を増やすこと。 ⑤全てを包含する住みよいまちづくりを行うこと。
人口の将来展望	<p>2020 年（平成 32 年）：91,000 人 2040 年（平成 52 年）：84,000 人 2060 年（平成 72 年）：78,000 人 •本計画（緑の基本計画）の目標年である 2030 年（平成 42 年）は 87,773 人</p>

※政府は平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生法」に基づき人口減対策としての「長期ビジョン」と、今後 5 カ年の政策目標・施策となる総合戦略を策定しました。これを受け、全国の自治体が平成 27 年度中に地方版人口ビジョンと総合戦略を策定することになり、高砂市においても平成 27 年 9 月に「高砂市人口ビジョン」を策定しました。

第3章

緑の評価と課題

第1節 機能別に見た緑の評価

都市において緑が果たしている機能は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つに大別されます。そこで、この4つの視点（表3－1）に基づいて現況の緑を評価します。

表3－1 機能別評価の視点

4つの機能	機能の概要	評価の視点
環境保全機能	生物の生息場所や移動経路、様々な都市環境を改善する機能	①高砂市の自然の骨格を形成する緑 ②都市環境の改善に資する緑
レクリエーション機能	日常の遊び場所や休息場所、余暇活動や健康づくりの場所としての機能	①身近なレクリエーション空間に資する緑 ②広域的・週末レクリエーション空間に資する緑
防災機能	土砂災害の防止や洪水の調整、災害時の避難空間や防災活動拠点としての機能	①自然災害への対応に資する緑 ②避難や防災活動拠点として活用可能な緑
景観形成機能	地域の原風景や都市景観を形成する機能	①高砂市のシンボルとなるような緑 ②地域のランドマークとなるような緑

1. 環境保全機能

1) 評価の視点と評価対象

環境保全機能の評価対象は表3－2のとおりです。

自然の骨格を形成している緑としては、自然草原・湿原、自然林、二次林や、ため池、保存樹、巨樹などを対象とします。

また、都市環境の改善に資する緑は、工業都市である高砂市の特徴をふまえて、工場周辺にある緩衝機能を持つ緑を対象とします。

表3－2 評価の視点と評価対象（環境保全機能）

評価の視点	評価対象
①高砂市の自然の骨格を形成する緑	・自然草原・湿原、自然林、二次林（植生自然度7以上（表3－3参照）） ・ため池 ・保存樹や巨樹、社寺林、白砂青松など、歴史性のある緑
②都市環境の改善に資する緑	・工業地（工業専用地域と工業地域に指定された区域）と市街地の間にある緑

2) 評価結果（図3-1参照）

①高砂市の自然の骨格を形成する緑

市北部から西部にかけて広がる丘陵地や竜山周辺の山林は、主に二次林で構成されており、高砂市の自然を代表する緑といえます。

また、水辺に関連深い動植物も高砂市の自然を特徴づける要素の一つとなっており、市北部や西部に点在するため池などの水辺も高砂市の自然の骨格を形成する緑といえます。

これに加えて、保存樹や巨樹・巨木、社寺林などの歴史性のある緑や高砂海浜公園の白砂青松は、高砂市の自然環境を物語る緑として評価できます。

②都市環境の改善に資する緑

市南部の工業地には大規模な事業所も多く、工業地と市街地の緩衝地となるような街路樹や緑地帯などの緑は、都市環境の改善に資する緑として評価できます。

(参考（再掲))

植生自然度とは、植生からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標のこと。

表3-3 植生自然度区分

植生自然度	概要	備考
1	市街地、造成地	植生が殆ど残存しない地区
2	農耕地（水田、畠地）	水田、畠地等 緑の多い住宅地（緑被率60%以上）
3	農耕地（樹園地）	果樹園、桑畠、茶畠、苗園等の樹園地
4	二次草原（背の低い草原）	シバ群落等の背丈の低い草原
5	二次草原（背の高い草原）	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
6	造林地	常緑針葉樹、落葉広葉樹、常緑広葉樹等の植林地
7	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等 一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
8	二次林（自然林に近いもの）	ブナ、ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等代償植生であっても特に自然植生に近い地区
9	自然林	エゾマツートドマツ群落、ブナ群集等、自然植生の内、多層の植物社会を形成する地区
10	自然草原・湿原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生の内单層の植物社会を形成する地区 (⑨⑩は自然性の高さにおいて同じランク)

(資料：自然環境保全基礎調査（環境省編))

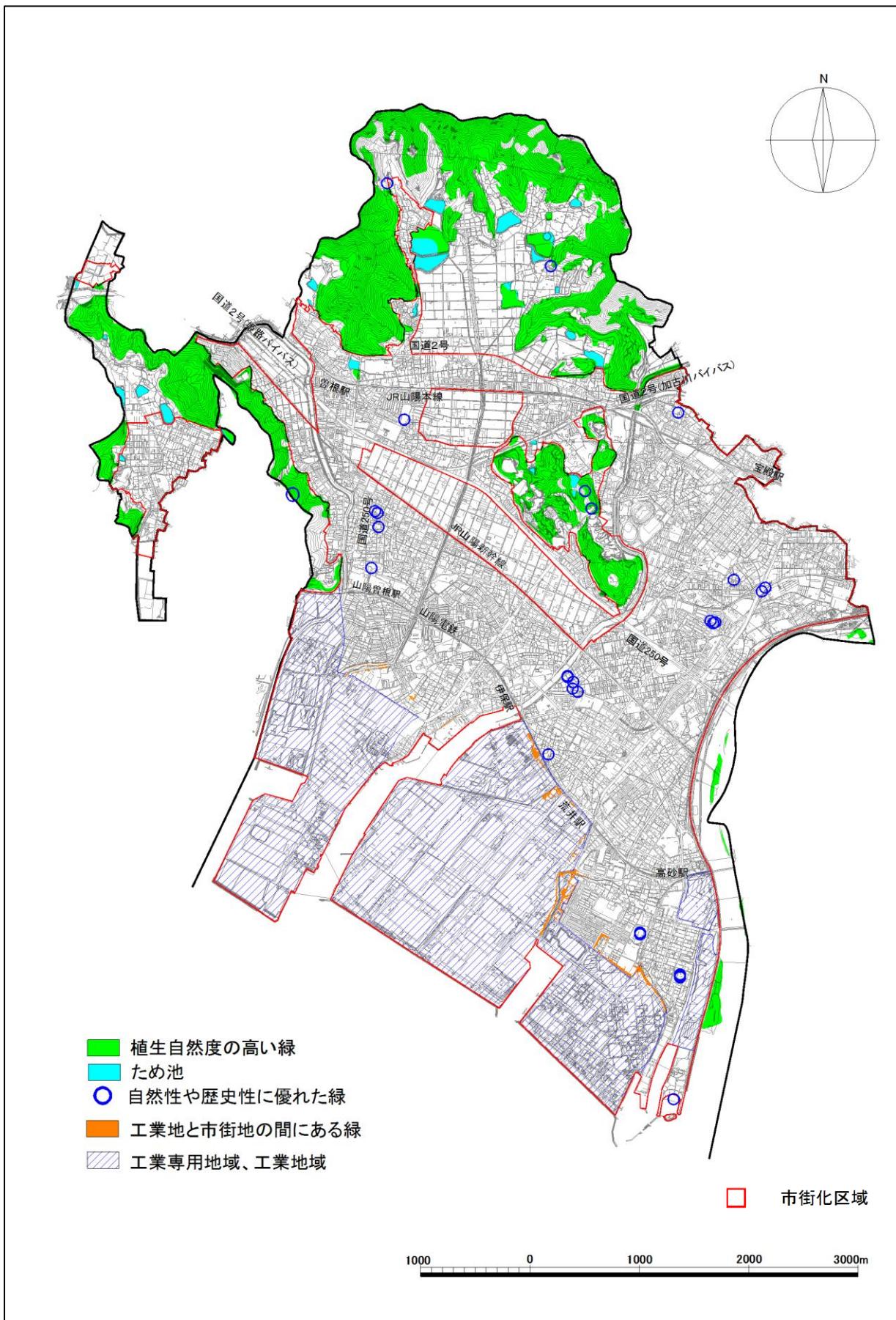


図3-1 環境保全面から見た緑の評価図

2. レクリエーション機能

1) 評価の視点と評価対象

レクリエーション機能の評価対象は表3-4のとおりです。

身近なレクリエーション空間に資する緑としては、街区公園や近隣公園、開発公園などの都市公園等と、身近な場所（歩いていける範囲）に公園が不足している地域※にある学校や、今後、維持が困難になるような遊休農地等を対象とします。

また、広域的・週末レクリエーション空間に資する緑は、総合公園等の大規模な公園や、林間レクリエーションの場としても期待される丘陵地などを対象とします。

表3-4 評価の視点と評価対象（レクリエーション機能）

評価の視点	評価対象
①身近なレクリエーション空間に資する緑	<ul style="list-style-type: none">・街区公園や近隣公園、開発公園などの都市公園等・歩いていける範囲内に公園が不足している地域※にある学校や遊休農地等
②広域的・週末レクリエーション空間に資する緑	<ul style="list-style-type: none">・総合公園、運動公園、海浜公園、自然公園等・丘陵地

※市街化区域内で都市公園から半径250m、開発公園から半径100mの範囲を描き、その範囲に含まれていない地域を公園不足地域としています。ただし、工業地域、工業専用地域は除外しています。

2) 評価結果（図3-2参照）

①身近なレクリエーション空間に資する緑

身近なレクリエーション空間に資する緑としては、街区公園や近隣公園、開発公園などの都市公園等が重要な役割を果たしていますが、市街化区域の多くの地域では身近に都市公園等が整備されています。

一方、身近な場所に公園が不足している地域も一部に見られます（図3-2の黄色着色）。

これらの地域の中にある学校などのオープンスペースもレクリエーション空間としての機能が期待されます。さらに、このような地域にある遊休農地などは、将来における公園や広場用地としての活用も考えられるため、身近なレクリエーション空間に資する緑として評価できます。

②広域的・週末レクリエーション空間に資する緑

広域的・週末的なレクリエーション空間に資する緑としては、総合運動公園や市ノ池公園、高砂海浜公園などの規模の大きな公園が挙げられるほか、ハイキング利用も活発な高御位山や日笠山などの丘陵地も評価できます。

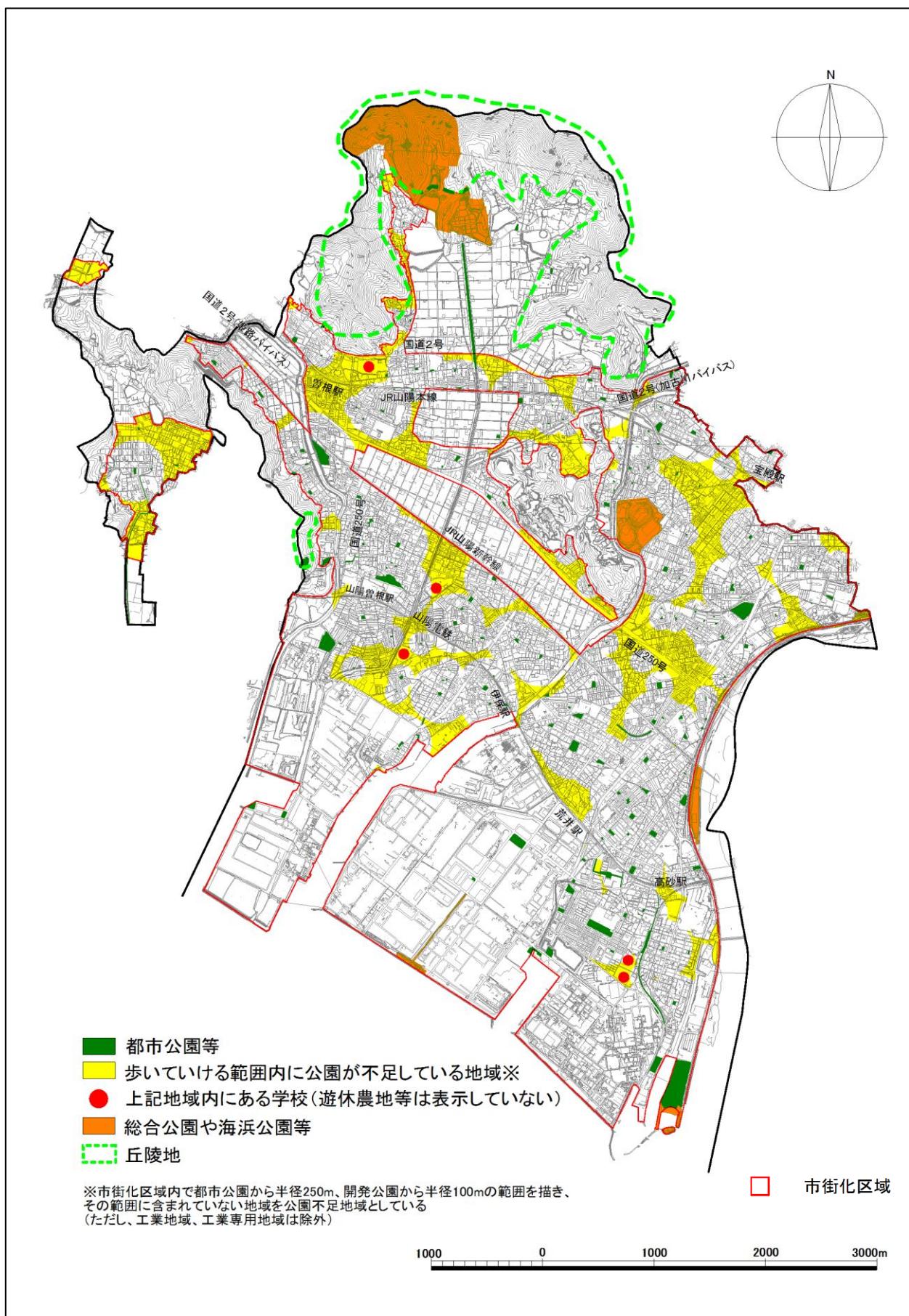


図3-2 レクリエーション面からみた緑の評価図

3. 防災機能

1) 評価の視点と評価対象

防災機能の緑の評価対象は表3-5のとおりです。

自然災害への対応に資する緑としては、丘陵地の樹林地や農地を対象とします。

また、避難地や防災活動拠点として活用可能な緑は、広域避難地や一次避難地に指定されている都市公園、及び防火水槽が設置されている都市公園等を対象とします。

表3-5 評価の視点と評価対象（防災機能）

評価の視点	評価対象
①自然災害への対応に資する緑	<ul style="list-style-type: none">・丘陵地の樹林地・農地
②避難地や防災活動拠点として活用可能な緑	<ul style="list-style-type: none">・広域避難地に指定されている都市公園・一次避難地に指定されている都市公園・防火水槽が設置されている都市公園等

2) 評価結果（図3-3参照）

①自然災害への対応に資する緑

丘陵地にある樹林地は、降雨時の山肌からの土砂の流出を抑制する機能を持ちます。

主に市北部や西部に広がる傾斜地にある樹林地は、このような機能を持つ緑として評価できます。

また農地は、洪水や内水氾濫、ため池の氾濫等の水害に対する洪水調整機能を持つ緑として評価できます。

②避難地や防災活動拠点として活用可能な緑

災害時における避難空間として、都市公園等は重要な機能を果たします。

広域避難地に指定されている総合運動公園、一次避難地に指定されている高砂公園、新浜公園、天川東公園、曾根松原公園、市ノ池公園、米田多目的広場のほか、防火水槽が設置されている都市公園等も評価できます。

👉 広域避難地

地震等による火災が延焼拡大して地域全体が危険な状態になった場合でも避難できるような場所のことです。

👉 一次避難地

地震や火災等の災害が発生した場合に一時的に避難する場所のことです。

以上、高砂市ハザードマップより

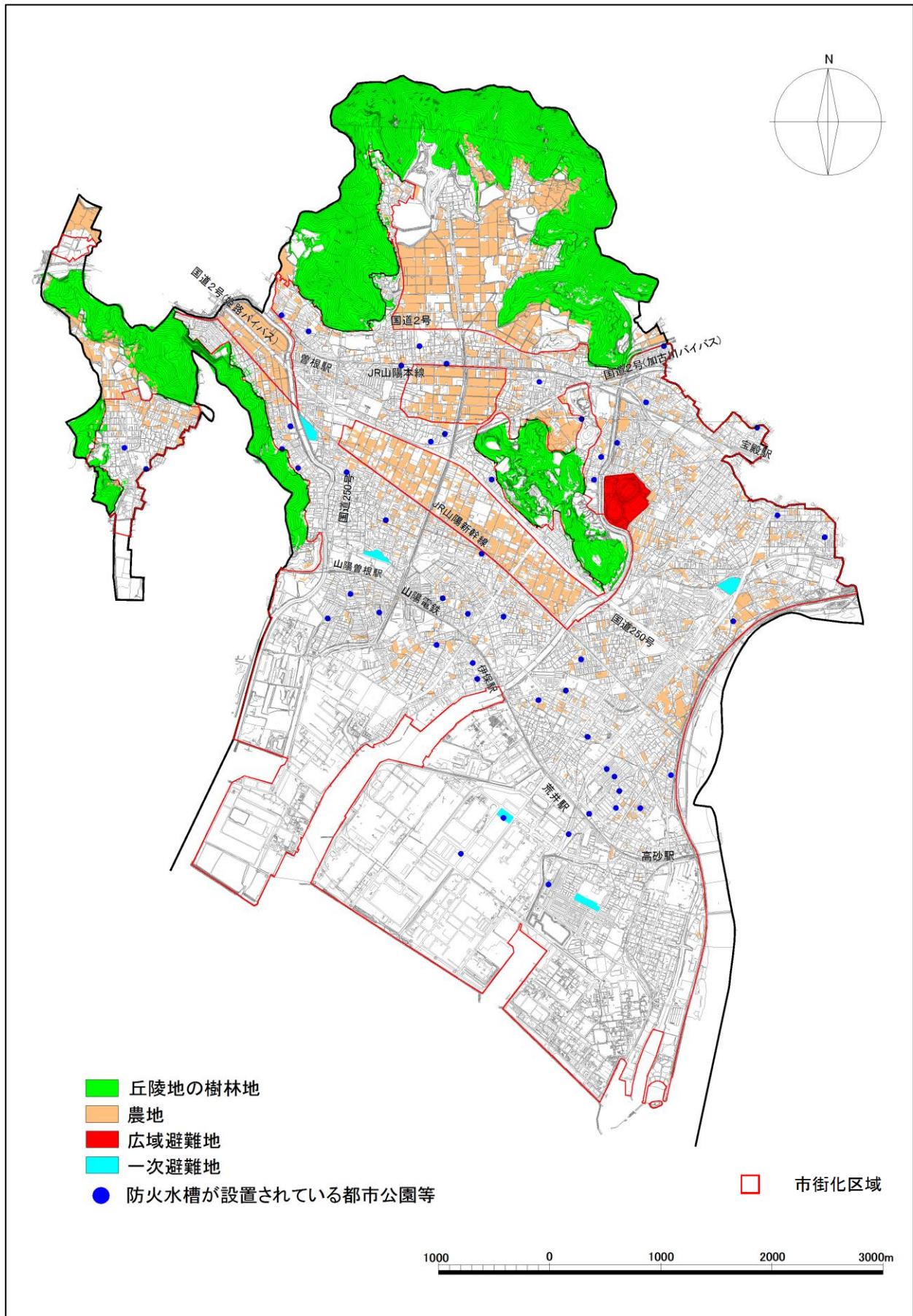


図3-3 防災面からみた緑の評価図

4. 景観形成機能

1) 評価の視点と評価対象

景観形成機能の評価対象は表3-6のとおりです。

高砂市のシンボルとなるような緑とは、市民アンケートにおいて、市民が好きな場所として挙げた緑や、河川、海、ため池などの水辺に関連深い緑を対象とします。

また、地域のランドマークとなるような緑としては、保存樹、巨樹・巨木^{*}のような地域の歴史に根ざした緑や、日常生活の中で視界に入る丘陵地などを対象とします。

表3-6 評価の視点と評価対象（景観形成機能）

評価の視点	評価対象
①高砂市のシンボルとなるような緑	・市民アンケートで好きな場所として挙げられた緑 ・河川やため池などの水辺景観
②地域のランドマークとなるような緑	・保存樹、巨樹・巨木など ・日常生活の中で視界に入る丘陵地など

2) 評価結果（図3-4参照）

①高砂市のシンボルとなるような緑

市民アンケートで、市民が好きな場所として挙げた市ノ池公園や総合運動公園、向島公園付近（白砂青松100選に選ばれた高砂海浜公園を含む）、鹿嶋神社などは、高砂市のシンボルとなる緑として評価することができます。

また、水辺に関連深い緑としては、河川や市内に数多く点在するため池などが、高砂市の自然景観を代表する緑といえます。

②地域のランドマークとなるような緑

保存樹、巨樹・巨木などは、地域の郷土景観を構成する緑です。

また、平地の多い高砂市にあって丘陵地を形成している市北部の山林や竜山周辺は、日常生活の中で視界に入る重要な緑です。

*保存樹は、高砂市保存樹指定要綱に基づいて指定された樹木のこと。巨樹・巨木は、自然環境保全基礎調査（環境省）で調査された樹木のこと。

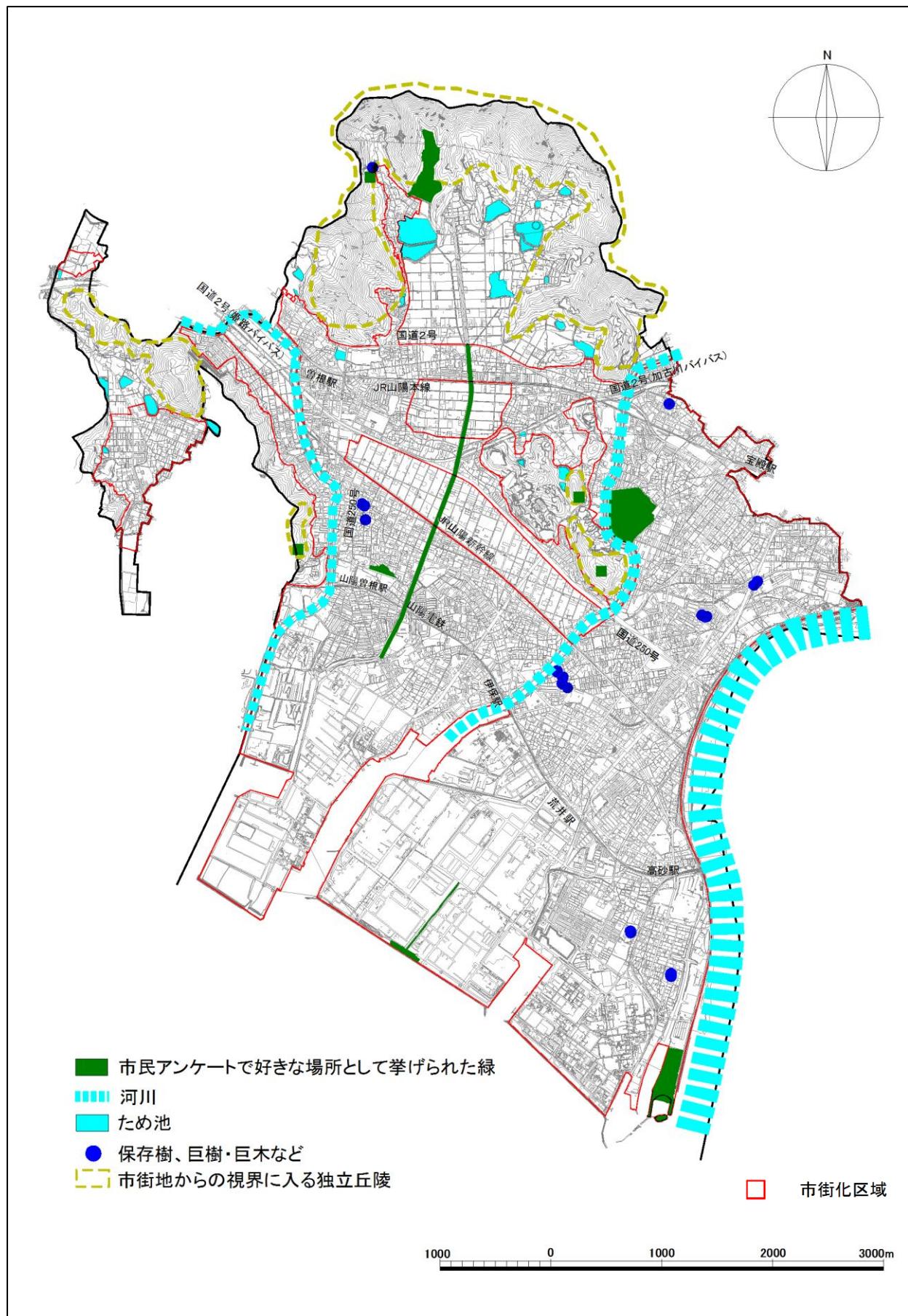


図3-4 景観形成面からみた緑の評価図

第2節 緑の課題

◆樹林地や保存樹などの身近な自然の保全

市民アンケートによると、身近な自然や自然環境の豊かさに対する市民評価が高くなっています。また、市では保存樹指定要綱に基づいて保存樹の保全を行っているほか、環境省の調査でも巨樹・巨木として位置づけられた樹木が存在しています。

丘陵地などの身近な樹林地や保存樹等は、市民の心のよりどころとなる存在であり、身近な生物の生息場所として、また市街地におけるクールスポット※としても貴重な環境を提供していることから、適切な管理と利活用の方策を充実させることで、これらを保全する必要があります。

※緑地や樹林などによってできる木陰のように、涼しく過ごせる場所（スポット）のこと

◆農地の保全と活用

高砂市にとって、農地は高砂市らしい風景や人と土とのふれあいの場を提供しています。また、防災空間としての機能も持っています。

そのため、農業を支援し、こうした多様な機能を持つ農地を保全・活用していく必要があります。

◆水環境の保全

加古川をはじめとする河川やため池、瀬戸内海の水辺は、生き物の生息場所として重要な空間であり、かつ高砂市を特徴づける大きな要素であることから、今後もこれら豊かな水環境を保全する必要があります。

◆水と緑のネットワークの維持

高砂市には、加古川をはじめとする河川やため池、瀬戸内海の水辺があります。加えて、農地、山林といった多種多様な緑がある都市です。

水と緑を連続させることは、生き物の移動経路となるだけでなく、都市における防火帯や避難路としての機能向上にもつながることから、水と緑のネットワークを維持していく必要があります。

◆身近な公園の充実

高砂市では、市街地の大部分の地域で、歩いていける範囲内に都市公園等が整備されていますが、一部には公園が不足している地域も見られます。

また、市民アンケートの結果を見ると、「既存公園のリニューアルによる設備面の充実」を望む声が多く見られます。

身近な公園は、誰もが日常的に利用する場所であり、地域の良好なコミュニケーションを維持する上で重要な存在です。加えて、災害時の避難場所や生物の生息場所としても重要な役割を担っていることから、計画的な公園の整備や施設の充実を進める必要があります。

◆公共の緑の創出・管理

公共施設の中には地域のシンボルとなり得るものが多くあります。そのため、民有地緑化のモデルとなるような緑化や適切な維持管理が必要です。

◆民有地緑化の促進

高砂市の商業地は緑被率が低い状況にあります。また、市民アンケートの結果を見ると「鉄道駅周辺などの緑」への不満度が高い傾向にありました。

こうした土地の多くは民有地です。民有地緑化の推進は緑豊かな街の形成につながります。よって住宅地を含めた民有地の緑化の取組を確実なものとする方策を検討することが必要です。

また、高砂市の土地利用の特徴の一つである、臨海部に広がる工業地においては、敷地内緑化や緩衝緑地の配置など、環境の向上につながる施策の充実が必要です。

◆緑のパートナーシップの充実

高砂市では、これまで市民や企業とも連携をとりながら、緑の環境を守り育てる活動を行ってきましたが、市民アンケートの結果を見ると、「緑や自然環境の保全・創出などに関する活動や取組への支援」や「緑の保全や創出などへの関心を高めるための取組」などへの満足度が低い傾向にあります。

そのため、緑の環境を守り育てる活動の活性化を図る取組を一層進め、緑に関わる人の輪を広げていくことが必要です。

◆緑を担う人づくりの強化

高砂市は、企業や団体と協力して子どもたちを対象とした「エコ教室」などの取組を行っています。このような次世代を担う子どもたちが、緑とふれあい、学ぶことのできる取組を充実させていくことは、未来の高砂市の緑を育む上でも重要です。

第4章

緑の目標と基本方針

第1節 緑の将来像

「第4次高砂市総合計画」では、都市づくりのテーマを『郷土に学び未来を拓く 生活文化都市 高砂』としています。また、「高砂市都市計画マスタープラン」では『歴史・文化が息づく活力と潤いのある街 高砂』と設定しています。

前回の緑の基本計画では、『自然を守り 緑を育てるまち』を緑の将来都市像とし、キャッチフレーズとして『GREEN TORCH PLAN（グリーン トーチ プラン）』を設定しました。これは、未来への道を明るく照らし導くという意味が込められています。

本計画では、このキャッチフレーズを引き継ぎながら、総合計画等を踏まえてテーマ及び将来像を以下のように設定しました。

【緑の将来像】

緑を守り 創り 育む生活文化都市 高砂
～GREEN TORCH PLAN（グリーン トーチ プラン）～

-緑の将来像を支える三つの柱-

○緑を守る

今ある緑を守り、次世代に引き継ぐことで、人と自然が共生する文化都市を目指します。

○緑を創る

公園などの緑を創り、身近な場で緑に触れることのできる生活都市を目指します。

○緑を育む

人が緑を育み、緑が人を未来へと導く都市を目指します。

市民にも好かれている市ノ池公園、総合運動公園、向島公園などを、高砂市を代表する緑の拠点として、また、河川や街路樹は緑をネットワークする要素として位置づけます。

これらと、山、農地、ため池、河川、都市公園等やまちの緑などを、守り、創り、育むことで、生活文化都市の形成を目指します。

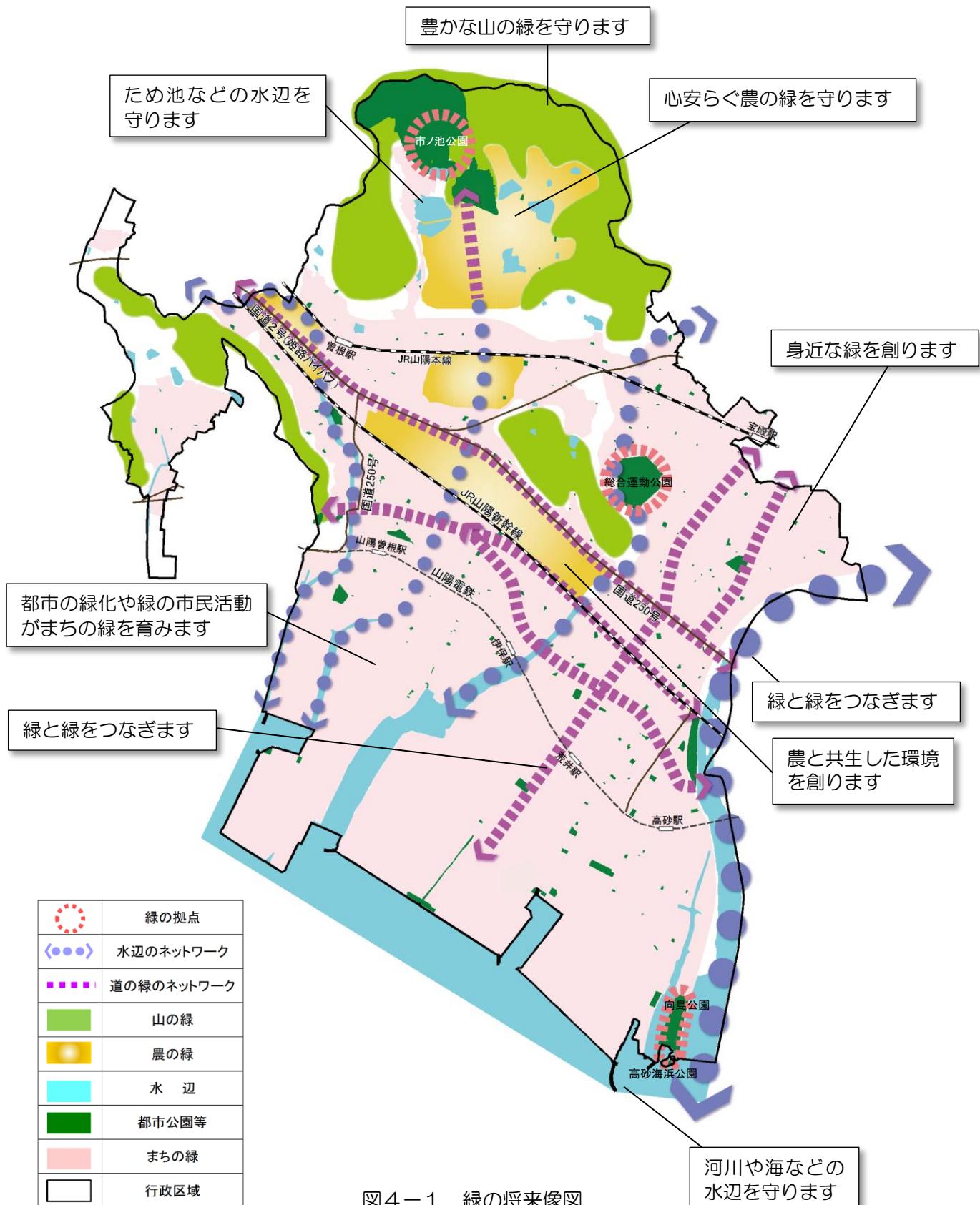


図4-1 緑の将来像図

第2節 緑の目標

1. 計画のフレーム

計画の目標年次を平成42年、中間年次を平成34年とします。

計画の目標年次である平成42年における行政区域人口は、高砂市人口ビジョンで目標としている87,773人とします。

2. 緑の目標

緑の将来像の実現に向け、「緑を守り」「緑を創り」「緑を育む」ための目標を設定します。

【緑を守る目標】

●緑被率（緑に覆われた土地の割合）

現在と同じ緑の量を維持します。



【緑を創る目標】

●市民一人当たりの都市公園等の面積

適切に公園を整備して、一人当たりの都市公園等の面積として約16m²を目指します。



※都市公園の将来目標は10m²/人とします。

●公園をよく利用する人の割合

市民アンケートの結果を見ると、公園をよく利用する人は26.2%でした。公園の魅力を高めることで、目標年次にはこの割合を約30%まで引き上げることを目標とします。



【緑を育む目標】

●身近な公園、道路、河川などの維持・管理活動を行っている人の割合

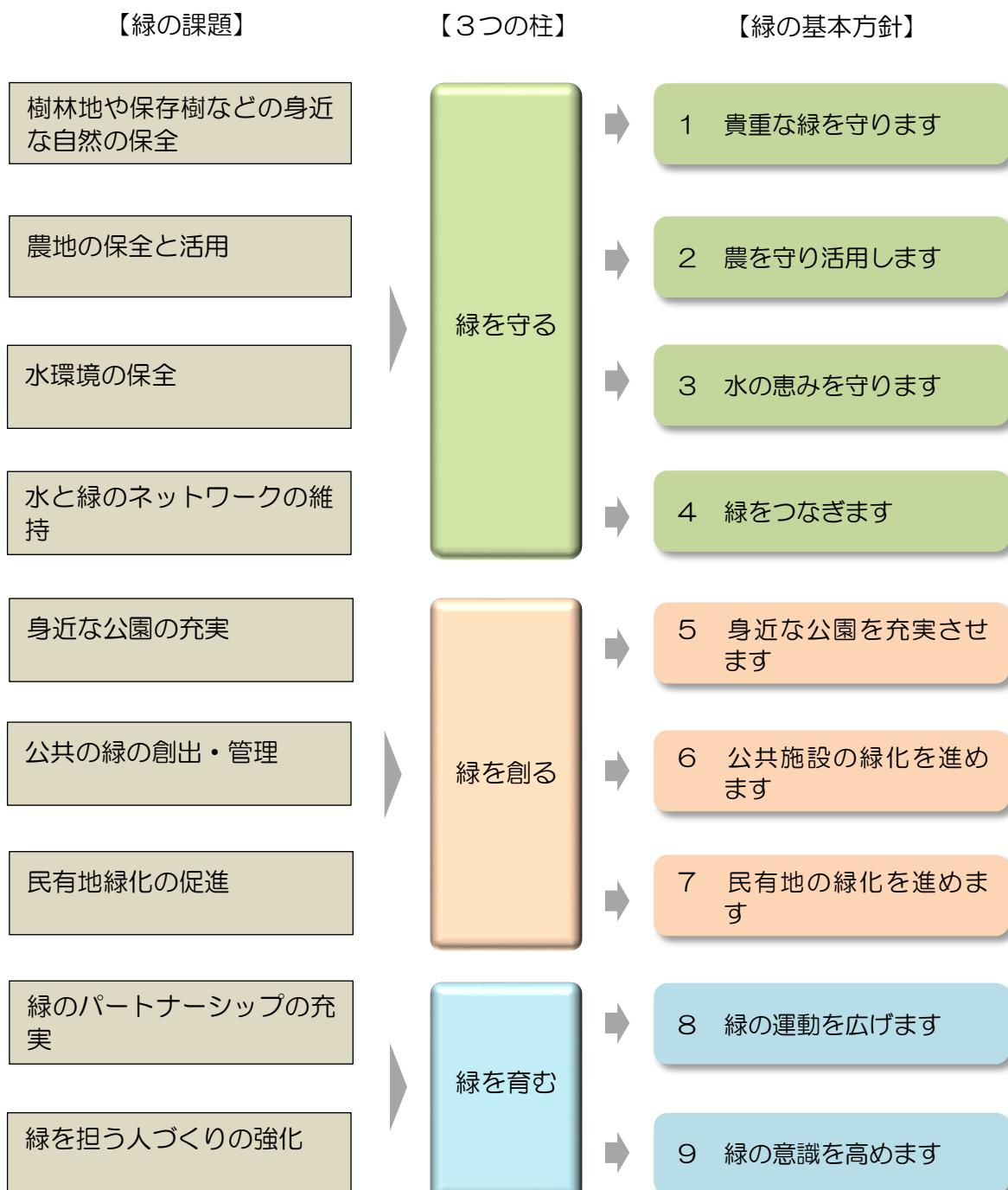
市民アンケートの結果を見ると、身近な公園、道路、河川などの維持・管理活動を現在行っている人は12.9%でした。これからやってみたい人(13.9%)の参加を促していくことで、目標年次には、「身近な公園、道路、河川などの維持・管理活動を行っている人」の割合を約20%まで引き上げることを目標とします。（将来目標は、これからやってみたい人(13.9%)を含めて約27%）



第3節 緑の基本方針

緑の課題に対応した基本方針を以下のように設定します。

緑の基本方針は、「緑を守る」、「緑を創る」、「緑を育む」という3つの柱のもとに展開されます。



基本方針 1

貴重な緑を守ります

市北部に広がる丘陵地や市内に点在する古木・名木は、高砂の風土を継承する貴重な緑です。これらの樹木や樹林地をできる限り減らさないように、保全や管理のための施策を強化します。

基本方針 2

農を守り活用します

高砂らしい風景を提供し、レクリエーションや防災空間としても機能を発揮する農を守り活かすための方策の強化を図ります。

基本方針 3

水の恵みを守ります

河川と海、そして多くのため池を有する高砂市にとって、水辺は緑を構成する重要な要素です。

多くの「命」を育む水辺の生物多様性の保全・回復や水質の改善に配慮した水辺空間の保全と創出を図ります。

基本方針 4

緑をつなぎます

水と緑のネットワークを構成する河川、農地、街路樹、丘陵地などの維持に努めます。

基本方針 5

身近な公園を充実させます

身近な公園は、市民にとって日常のコミュニティや休息、遊びの場としてだけでなく、災害時の避難場所や生物の生息空間としても重要な役割を担っています。

公園が不足している地域では、公園の整備を進めます。また、新規公園の整備や既存公園の再整備の際には、時代のニーズに応じた特色のある公園づくりを目指します。

基本方針 6

公共施設の緑化を進めます

公共施設の緑は地域の緑のシンボルとなる存在です。市民の緑化活動のモデルとして公共施設の緑化を推進し、適切な維持管理による緑の質の向上に取り組み、市街地景観の向上に資する緑を創出します。

基本方針

7

民有地の緑化を進めます

住宅地や工業地、商業地などの民有地の緑化を促進します。

基本方針

8

緑の運動を広げます

市民と事業者、市が、それぞれの役割を担いながら良好なパートナーシップを築き、緑化や緑の活動に取り組めるような施策を強化していきます。

基本方針

9

緑の意識を高めます

次世代を担う子どもたちの緑に対する関心を高めたり、市民が身近な自然環境などを学び体験できるような施策を進めていきます。



曾根天満宮の梅



鹿島川の桜



田園風景



竜山

第5章

緑の取組

第1節 取組の体系

柱	基本方針	施策の骨子	施策の内容
緑を守る施策	貴重な緑を守ります	自然豊かな山林や樹林地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆保安林の適切な保全 ◆無秩序な開発の抑制 ◆地域森林計画対象民有林の適切な保全
		郷土の緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆保存樹の指定による古木、名木の保存 ◆社寺林などのPR
	農を守り活用します	農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆農地の多面的機能を維持するための農地の保全 ◆営農への支援
		遊休農地などの活用検討	◆市民農園の整備検討
	水の恵みを守ります	河川、ため池、海辺などの保全	◆自然環境に優しい水辺空間の保全と創出
緑を創る施策	緑をつなぎます	水と緑のネットワークの維持	<ul style="list-style-type: none"> ◆河川、農地、街路樹、丘陵地などにより形成されている水と緑のネットワークの維持
		市民の身近な公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区の再整備や開発行為にともなう公園の整備 ◆公園用地としての農地や未利用地等の活用検討 ◆公園の防災機能の充実 ◆公園施設の長寿命化の推進
		特色のある公園整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域に愛され利用される公園づくり ◆生き物にやさしい公園づくり
	長期未整備の都市計画公園の見直し	長期末整備の都市計画公園の見直し	◆ガイドラインの作成と見直し
		公共施設の緑化を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設緑化マニュアルの作成 ◆公共施設の緑化の推進 ◆主要な幹線道路における緑化の推進 ◆市の玄関口となる鉄道駅周辺における緑化の推進
緑を育む施策	民有地の緑化を進めます	住宅地、駐車場などの緑化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路沿いの生垣化の促進と住宅地緑化の支援 ◆緑化の推進のための制度検討 ◆大規模な商業施設や事業所等の開発に伴う緑化の促進
		臨海部工業地における緑化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆工場立地法等を活用した緑化の促進 ◆質の高い工場緑化の推奨
	緑の運動を広げます	市民の自主的なルールづくりの促進と緑に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民による緑のルールづくりの促進 ◆緑に関する先進的な取組事例やノウハウに関する情報提供
	緑の意識を高めます	市民参加や指定管理者と連携した公園・緑地の管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆アダプトプログラムの推進 ◆民間ノウハウの活用
		緑を担う人材育成の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆エコ教室等による環境学習の推進 ◆みどりの相談所の活動充実 ◆緑のイベントの開催

第2節 全体の緑の取組

緑を守る施策

1. 自然豊かな山林や樹林地の保全

◆保安林の適切な保全

市北部に広がる高御位山一帯の丘陵地の中には保安林に指定された区域があります。この一帯に広がる豊かな樹林地については、高砂市森林整備計画に基づいた適切な保全を図ります。



高御位山



鹿嶋神社背後の山林

◆無秩序な開発の抑制

市内のまとまった山林は市街化調整区域に位置しています。その山林を対象とした無秩序な開発については、開発許可制度等の土地利用規制により抑制します。

◆地域森林計画対象民有林の適切な保全

地域森林計画対象民有林の指定区域は、アカマツやコナラ林などが分布しています。

これらの区域については、高砂市森林整備計画に基づき適切な保全を図ります。



市北部に広がる山林

2. 郷土の緑の保全

◆保存樹の指定による古木、名木の保存

保存樹に指定されている樹木について、その指定を継続し保存します。

また、まだ保存樹に指定されていない樹木のうち、保存樹に相当する古木や名木については、保存樹の新規指定を目指します。



高砂神社のイブキ



さくら公園のモチノキ

◆社寺林などのPR

保存樹や社寺林など郷土の歴史に根ざした樹木に関しては、その歴史や社会的価値を周知する活動に努めます。

市の広報や緑のイベント、学校教育の場などを通じて、地域住民や次世代を担う子どもたちの郷土の緑に対する理解を深め、郷土愛の醸成を図ります。



鹿嶋神社



住吉神社の社寺林

3. 農地の保全

◆農地の多面的機能を維持するための農地の保全

農地は生産の場であるだけでなく、防災や景観形成、そして生物の生息空間など、多面的な機能を有しています。こうした農地の多面的機能とその重要性について周知する機会を設け、市民の理解を深めます。

また、農地の保全・活用に関する新たな制度の導入について調査検討を進めるとともに、農業委員会の活動を支援するなどにより農地の保全を図ります。



雄大な田園景観



田んぼを活用したコスモス

◆営農への支援

農産物品評会を開催して農業の活性化を図るとともに、地産地消推進のための基盤整備を推進します。また、農業の担い手育成や新規就農の促進につながる施策の検討を行います。

4. 遊休農地などの活用検討

◆市民農園の整備検討

国の都市農業振興基本計画を踏まえ、かつ、市策定の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と整合を図りながら、市民農園や体験農園の在り方について検討を進めます。

5. 河川、ため池、海辺などの保全

◆自然環境に優しい水辺空間の保全と創出

河川やため池、海辺などについては、水辺における生物多様性の保全・回復や水質の改善などに配慮し、自然環境に優しい水辺空間の保全と創出を図ります。



ため池



ため池

6. 水と緑のネットワークの維持

◆河川、農地、街路樹、丘陵地などにより形成されている水と緑のネットワークの維持

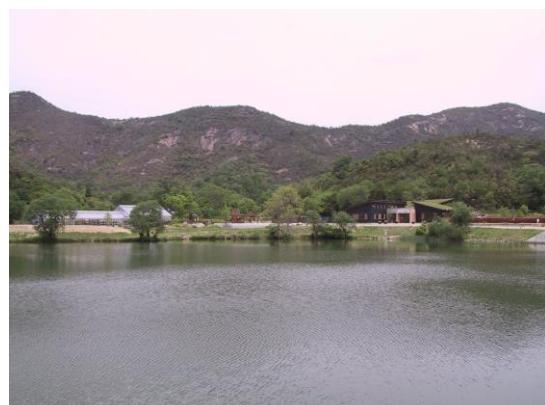
高砂市には、加古川をはじめとする河川や多くのため池、そして瀬戸内海があります。

また、市北部には高御位山などの丘陵地があり、平野部には農地が広がっています。

市の緑の骨格はこれら多くの自然や街路樹などがネットワークを形成することで成立しています。今後もこれらを保全し、ネットワークの維持に努めます。



加古川



市ノ池

緑を創る施策

1. 市民の身近なレクリエーションの場である都市公園等の整備

◆地区の再整備や開発行為にともなう公園の整備

市街地開発事業などによる地区の再整備に合わせて、公園・緑地をはじめとするオープンスペースの積極的な整備に努めます。

また、一定規模以上（3,000 m²以上）の開発行為に際しては、高砂市開発指導要綱に基づき開発区域面積の3%以上かつ180 m²以上の公園・緑地を確保するよう指導し、新たな緑のオープンスペースの創出を促進します。



身近な街区公園



開発行為にともない整備された公園

◆公園用地としての農地や未利用地等の活用検討

公園が不足している地域においては、遊休農地や未利用地等の公園・広場用地としての活用も視野に入れ、公園整備を進めます。

なお、今後空家の増加に伴い、空家を除却した跡地が増えると予測されます。こうした未利用地も公園・広場の用地として活用していくことを検討します。

◆公園の防災機能の充実

市街地内の公園や地域の拠点となる公園については、自然災害時における防災拠点や緊急時の避難場所としての役割を考慮し、必要性に応じて、防火水槽やソーラー照明設置等による防災機能の充実を図ります。

◆公園施設の長寿命化の推進

既存の公園は、これまでも隨時、必要な維持修繕に取り組んできましたが、今後は、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に公園施設の安全性の確保に努めます。また、コストの縮減・平準化についても実現させます。

2. 特色のある公園整備

◆地域に愛され利用される公園づくり

既存の公園については、再整備が必要な時期に差し掛かっているものもあり、市民ニーズや公園の利用者層、利用形態の多様化に対応した再整備が求められます。

そのため、地域住民を交えたワークショップ等を開催し、幅広い世代の利用者の意見を反映した、誰もが利用できる、地域に愛される公園づくりを進めます。

また、まちづくり推進条例を活用した住民等との参画と協働による公園づくりを推進します。

◆愛される公園の例

癒しの公園（木陰公園）、実のなる木の豊かな公園、花いっぱいの公園、原っぱ公園、キャッチボールができる公園 遊具の充実した公園 等

➡ まちづくり推進条例

計画的な土地利用と地区の住民等の参画と協働によるまちづくりの推進に関し基本となる事項を定めたものです。この条例で、地区の住民等により構成されたまちづくり団体は、地区のまちづくり計画を市長へ提案することや、地区で締結したまちづくり協定を市長に申請し、認定を受けることによって、市と協働し、地区に応じたまちづくりを進めることができます。

◆生き物にやさしい公園づくり

平成20年に制定された生物多様性基本法を受けて、兵庫県において「生物多様性ひょうご戦略（平成26年3月改定）」が作成されました。

公園の縁は、生物多様性を確保する場であるだけでなく、子どもたちにとって数少ない生物とのふれあいの場となる重要な存在です。

そのため公園の整備にあたっては、自然環境も考慮し生き物の生息環境となる空間の確保に努めます。

3. 長期末整備の都市計画公園の見直し

◆ガイドラインの作成と見直し

都市計画決定された公園のうち、長期にわたり未整備の都市計画公園については、公園の配置状況をはじめ、環境、レクリエーション、防災、景観機能など多角的な視点から公園の必要性や代替性、実現性等の考え方を整理したガイドラインを作成し、見直しを行います。

4. 公共施設の緑化の推進

◆公共施設緑化マニュアルの作成

縁あふれるまちづくりを進め実現させるためには、市民に触れる機会が多く、地域のシンボルとなる各種の公共施設を率先して緑化することが有効です。

なお、公共施設の緑化に際しては、施設単独で緑化を行うのではなく、周囲の街路や地域の緑と調和のとれた質の高い緑の創出が求められます。そのために、現存する緑の維持管理やその有効活用、新たな植栽の方針、それら基準を定めたマニュアルを作成します。

◆公共施設の緑化の推進

庁舎や公営住宅、学校などの公共施設は敷地や建物の規模の大きなものが多く、市街地における緑のシンボルとなりうる存在です。

そのため、公共施設の屋上緑化や壁面緑化、駐車場の緑化等に努め、親しみやすさを感じられる緑の空間を整備することによって、市街地景観の向上に役立つ緑視効果の高い緑を創出します。

◆主要な幹線道路における緑化の推進

街路樹は市民のみならず、市外からの来訪者の目に触れる機会も多い緑です。

そのため、安全で利用しやすい空間を確保しながら、幹線道路の街路樹緑化に努め、道路空間を活用した潤いのある景観の創出を図ります。

また、周辺住民等との協働による適切な維持管理を行い、地域に愛される緑として育てます。



街路樹



街路樹

◆市の玄関口となる鉄道駅周辺における緑化の推進

鉄道駅周辺は、市の玄関口であり市や地域の顔ともいえることから、市民が誇れる風格のある空間となるように、市街地整備などに合わせて質の高い緑を確保します。

また、駅前広場等の周辺整備を行う際には、周囲の民間ビルや共同住宅などに対し屋上緑化や壁面緑化を推奨するなど、緑豊かで潤いのある一体的な空間形成を図ります。



JR 宝殿駅前



山陽電鉄高砂駅前

5. 住宅地、駐車場などの緑化の促進

◆道路沿いの生垣化の促進と住宅地緑化の支援

ブロック塀などは、地震による倒壊の恐れがあるため、生垣にする方が安全性を確保できます。そのため、地区計画等によるルールづくりの推奨や県民まちなみ緑化事業の周知によって、道路沿いの生垣化を促進します。こうした住宅地などの敷地における道路沿いの緑化は、安全な生活環境の確保だけでなく、市街地における緑の増加にも寄与すると期待されます。

また、結婚や出生を記念して苗木を無料配布するなど、住宅地緑化を支援します。



住宅地の生垣の例



住宅地の生垣の例

◆緑化の推進のための制度検討

市街地における緑の確保は、公的空間だけで行うには限界があり、市街地の大半を占める民有地の緑化を推進することが必要となります。そのため、民有地の緑化を確実に推進するための制度導入について研究・検討を行います。

◆大規模な商業施設や事業所等の開発に伴う緑化の促進

市街地において、大規模な商業施設や事業所等の建設に伴い大規模な平面駐車場が整備される場合は、ヒートアイランドの緩和や市街地景観の向上のため、兵庫県が定めるグラスパーキング普及ガイドライン（案）に沿った整備を推奨します。

6. 臨海部工業地における緑化の促進

◆工場立地法等を活用した緑化の促進

新たな工場の整備に際しては、工場立地法や兵庫県環境の保全と創造に関する条例などにより、建築物の緑化や高木等の植栽を促します。

◆質の高い工場緑化の推奨

高砂市の臨海部には大規模な工場が立地していますが、緑化優良表彰を受賞するような良好な緑化に取り組んでいる例もあります。

このような優良緑化の事例や緑化方法を紹介することで、質の高い工場緑化を推奨します。



工場の敷地内緑化の例

緑を育む施策

1. 市民の自主的なルールづくりの促進と緑に関する情報提供

◆市民による緑のルールづくりの促進

市民が緑地協定やまちづくり協定などの緑化に関するルールを定め、緑化やその維持活動を行う取組を促進します。

👉 緑地協定

一定の区域を対象に住民同士や企業同士が定めた緑化に関するルールを都市緑地法に基づいて担保する制度です。また、緑に関するローカルルールを定めるこのできる法制度として、都市計画法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定、景観法に基づく景観協定があります。

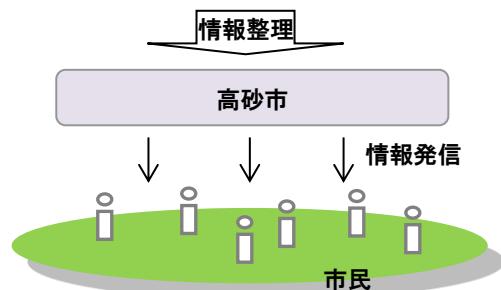
👉 まちづくり協定

まちづくり推進条例に基づく制度で、地区の住民等により構成され、市長に認定を受けたまちづくり団体は地区における緑に関するルールが策定できます。

◆緑に関する先進的な取組事例やノウハウに関する情報提供

緑の活動に取り組む市民やまちづくり団体に対し、環境保護活動への民間による支援策、緑のまちづくりに関する先進的な取組事例やノウハウ、専門家に関することなどの情報を発信します。

緑に関する情報
・民間による支援策
・先進事例
・専門家の情報 等



2. 市民参加や指定管理者と連携した公園・緑地の管理

◆アダプトプログラムの推進

地域住民や地元企業が道路や緑道などの公共施設の美化活動（アダプト活動）を行い、市がアダプトサイン（看板）の設置や清掃用具・花の苗の支給などの支援を行う「アダプトプログラム」を推進します。



アダプト活動

◆民間ノウハウの活用

高砂市では公園・緑地において指定管理者制度を導入しています。

指定管理者制度は多様化する市民サービスに対応し、民間の有する能力、ノウハウを活用しつつ、市民満足度の向上、行政コストの縮減を図るものであります。

今後も制度本来の趣旨が達成できるよう、効果的、効率的に機能させ、引き続き推進します。

3. 緑を担う人材育成の強化

◆エコ教室等による環境学習の推進

企業や団体と協力して、市内の小中学校等を対象に行っている「エコ教室」等を推進します。

また、子どもたちが、生命を大切にする心や自然に対するおもいやりを育むことができるよう学校教育を通じた体験型環境学習などを実施します。



自然観察会



緑のカーテンづくり

◆みどりの相談所の活動充実

みどりの相談所では、花や緑に関する相談や図書の閲覧、教室、展示会などを開催しています。今後も、これらの活動の継続と充実を図ります。



みどりの相談所

◆緑のイベントの開催

市民の緑化に対する意識を高めてもらうために、緑に関するコンクールや展覧会、自然観察会などのイベントを開催します。



菊花展

第3節 地域別の緑の取組

高砂市の土地利用は、国道2号以北の「北部地域」と、国道2号と山陽電鉄の路線の間に位置する「中部地域」、山陽電鉄の路線以南の「南部地域」で特徴が大きく異なります。

「北部地域」には丘陵地や農地が広がり、「中部地域」には商業地や住宅地が広がっています。一方、「南部地域」には工場地帯が広がっています。

この3地域ごとに、地域の現況と緑の取組を示します。

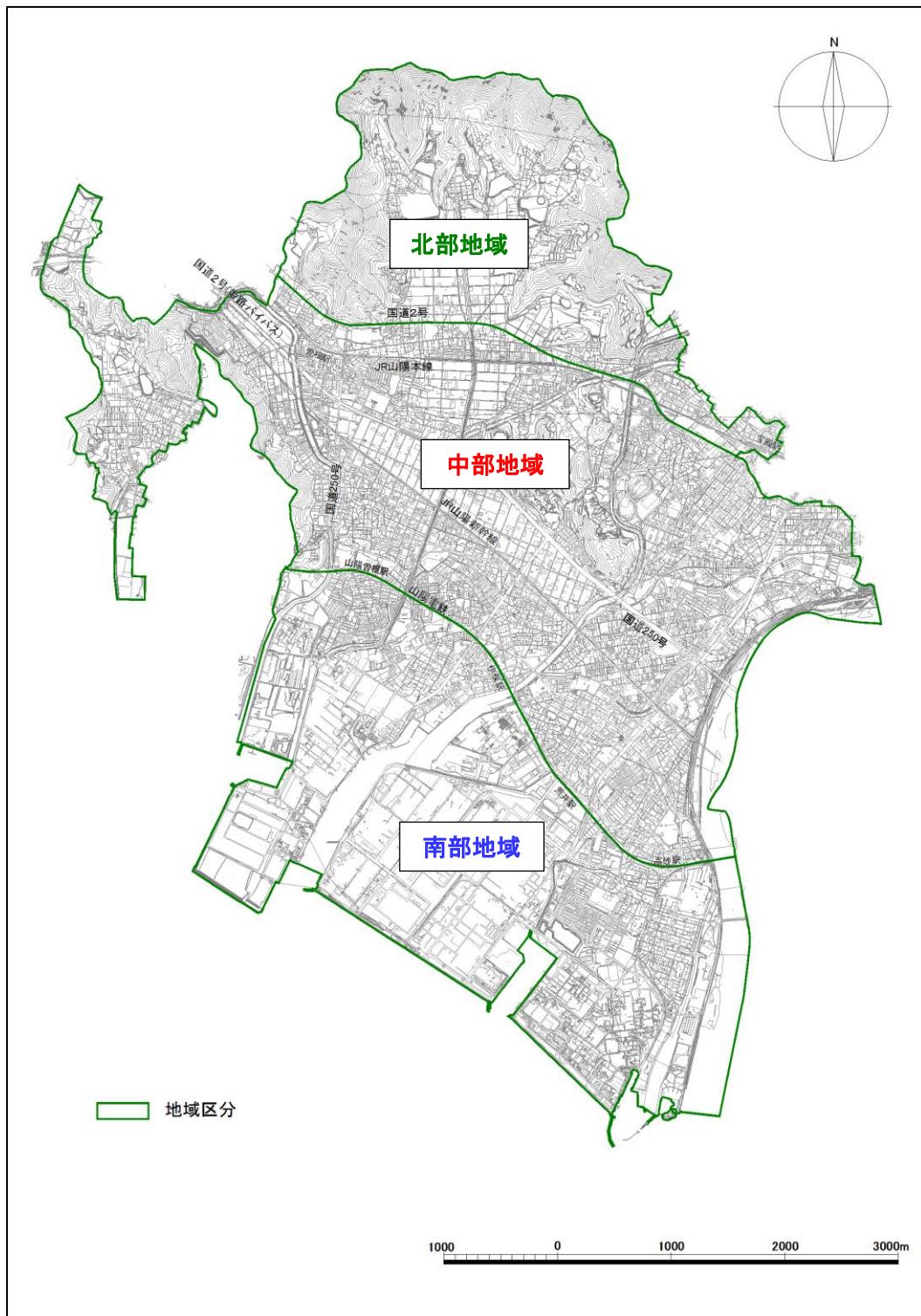


図5-1 地域区分図

1. 北部地域（国道2号より北側の地域）

1) 地域の現況

①北部地域の現況

北部地域は、国道2号の北側に位置する地域です。

地域の北部には播磨富士と呼ばれる高御位山を含む丘陵地が半円弧状に広がっています。

平成22年の人口は約8,000人※です。

地域の大半が市街化調整区域で、丘陵地は保安林や地域森林計画対象民有林に指定されています。

②北部地域の緑の現況

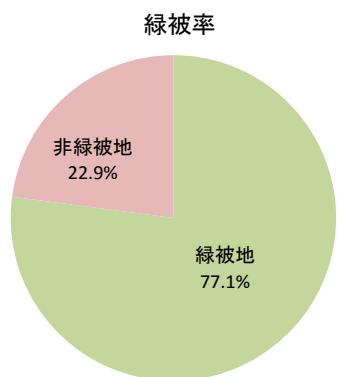
高御位山を含む丘陵地一帯は、アカマツ林やコナラ林などの自然性の高い樹林地が広がっています。

丘陵地のふもとには農地が広がっており、地域全体に占める緑被率は約77%で、緑豊かな地域となっています。

地域内には、高砂市を代表する公園の一つである市ノ池公園のほか、歴史を有する鹿嶋神社、多くのため池などの緑の資源があります。

地域住民一人当たりの都市公園等面積は約99.0m²/人です。

※平成22年国勢調査小地域人口をもとに算出



市ノ池公園



高御位山

2) 緑の取組

緑を守る施策

- ・ 高御位山などの山林は、高砂市森林整備計画に基づいて適切な保全を図るとともに、開発許可制度等により無秩序な開発を抑制します。
- ・ 保存樹の指定を継続し保全するとともに、保存樹や社寺林に関する歴史や社会的価値の周知に努めます。
- ・ 北部地域に広く分布する農地については、農地が持つ重要性を市民に周知する機会を設けるとともに、農地の保全・活用に関する新たな制度の導入についての調査検討を進めます。また、農業委員会の活動を支援するなどにより農地の保全を図ります。
- ・ 農業の担い手育成や新規営農を促進するとともに、市民農園や体験農園のあり方について検討を進めます。
- ・ ため池や河川などの整備にあたっては、水辺における生物多様性の観点から水質の改善などに配慮し、自然環境に優しい水辺空間の保全と創出を図ります。
- ・ 水と緑のネットワークの維持に努めます。

緑を創る施策

- ・ 市街化区域については、一定規模以上の開発行為の際に、高砂市開発指導要綱に基づいて公園・緑地を確保するよう指導します。
- ・ 公園が不足している地域においては、遊休農地や未利用地等の活用も視野に入れた公園・広場の整備を進めます。
- ・ 地域の拠点となる公園は、自然災害時における防災拠点や緊急時の避難場所としての役割を考慮し、必要性に応じて、防災機能の充実を図ります。
- ・ 既存の公園の長寿命化を計画的に推進するとともに、公園の整備やリニューアルにあたっては、地域住民の意見を取り入れた地域に愛される公園づくりや、生物多様性を考慮した空間の確保に努めます。
- ・ 公共施設緑化マニュアルを作成し、地域のシンボルとなる公共施設の緑化を推進します。
- ・ 宝殿駅周辺は、市街地整備などに合わせ風格のある一体的な緑の空間形成を図ります。
- ・ 地区計画等のルールづくりの推奨や、県民まちなみ緑化事業の周知、結婚や出生を記念した苗木の無料配布などの取組を通じて、住宅地緑化を支援します。

緑を育む施策

- ・ 市民による緑のルールづくりを促進するとともに、「アダプトプログラム」や指定管理者制度を推進します。
- ・ 緑のまちづくりに関する情報提供や環境学習を推進し、市民活動の活性化や緑を担う人材の育成を図ります。
- ・ みどりの相談所における活動の継続と充実を図ります。



図5-2 緑のまちづくり方針図（北部地域）

2. 中部地域（国道2号南側から山陽電鉄北側の地域）

1) 地域の現況

①中部地域の現況

中部地域は、国道2号と山陽電鉄の路線に挟まれた位置に広がる地域です。

地域の多くは平坦地ですが、竜山や日笠山の周辺は丘陵地が広がっています。

平成22年の人口は約67,000人※で、東西にJR山陽本線、山陽新幹線、山陽電鉄や、国道2号、国道250号などの幹線道路が通っています。

地域の大半が市街化区域で、商業・業務等の都市機能が集積した中心市街地が形成されており、市役所や警察署などの公共施設が立地しています。



②中部地域の緑の現況

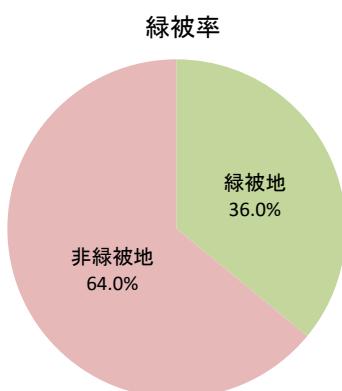
竜山や日笠山の丘陵地一帯は、アカマツ林やコナラ林などの自然性の高い樹林地が広がっています。

市街地の中にも比較的まとまった規模で農地が広がっており、地域全体に占める緑被率は36%となっています。

地域内には高砂市を代表する公園の一つである総合運動公園のほか、石の宝殿及び竜山石採石遺跡、竜山周辺、桜やノジギクが見られる日笠山周辺といった緑の資源があります。

地域住民一人当たりの都市公園等面積は約5.4m²/人となっています。

※平成22年国勢調査小地域人口をもとに算出



総合運動公園



石の宝殿

2) 緑の取組

緑を守る施策

- ・竜山や日笠山などの山林は、国史跡等の保存活用を図りながら、高砂市森林整備計画に基づいて適切な保全を図るとともに、開発許可制度等により無秩序な開発を抑制します。
- ・保存樹の指定を継続し保全するとともに、保存樹や社寺林に関する歴史や社会的価値の周知に努めます。
- ・国道250号（明姫幹線）の南側に広がる農地については、地区計画制度等による農と共生したまちづくりに取り組みます。
- ・その他の農地は、農地が持つ重要性を市民に周知する機会を設けるとともに、農地の保全・活用に関する新たな制度の導入についての調査・検討や、農業の担い手育成、新規営農の促進、市民農園・体験農園のあり方について検討を進めます。また、農業委員会の活動を支援するなどにより農地の保全を図ります。
- ・ため池や河川などの整備にあたっては、水辺における生物多様性の観点から水質の改善などに配慮し、自然環境に優しい水辺空間の保全と創出を図ります。
- ・水と緑のネットワークを構成する緑を保全し、ネットワークの維持に努めます。

緑を創る施策

- ・市街地開発事業などによる地区の再整備に合わせて公園・緑地の整備に努めるとともに、一定規模以上の開発行為の際に、高砂市開発指導要綱に基づいて公園・緑地を確保するよう指導します。
- ・公園が不足している地域においては、遊休農地や未利用地等の活用も視野に入れた公園・広場の整備を進めます。
- ・地域の拠点となる公園は、自然災害時における防災拠点や緊急時の避難場所としての役割を考慮し、必要性に応じて、防災機能の充実を図ります。
- ・既存の公園の長寿命化を計画的に推進するとともに、公園の整備やリニューアルにあたっては、地域住民の意見を取り入れた地域に愛される公園づくりや、生物多様性を考慮した空間の確保に努めます。
- ・長期未整備の都市計画公園は、今後の位置づけについて見直しを行います。
- ・公共施設緑化マニュアルを作成し地域のシンボルとなる公共施設の緑化を推進します。
- ・幹線道路の街路樹緑化に努めます。また、周辺住民との協働による適切な維持管理を行います。
- ・鉄道駅周辺は、市街地整備などに合わせ風格のある一体的な緑の空間形成を図ります。
- ・地区計画等のルールづくりの推奨や、県民まちなみ緑化事業の周知、結婚や出生を記念した苗木の無料配布などの取組を通じて、住宅地緑化を支援します。
- ・大規模な平面駐車場が整備される際には、兵庫県が定めるグラスパーキング普及ガイドライン（案）に沿った整備を推奨します。

緑を育む施策

- ・市民による緑のルールづくりを促進するとともに、「アダプトプログラム」や指定管理者制度を推進します。
- ・緑のまちづくりに関する情報提供や環境学習を推進し、市民活動の活性化や緑を担う人材の育成を図ります。



図5-3 緑のまちづくり方針図（中部地域）

3. 南部地域（山陽電鉄から南側の地域）

1) 地域の現況

①南部地域の現況

南部地域は、山陽電鉄の路線の南側に位置する地域で、瀬戸内海に面する平坦な地形が広がっています。

平成 22 年の人口は約 18,000 人※です。

地域の全域が市街化区域で、山陽電鉄の駅周辺には住宅地や商業地が形成されています。また、海岸近くの埋立地は大規模な事業所が多く立地する工業地となっています。

なお、高砂地区は兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づく景観形成地区に指定されています。



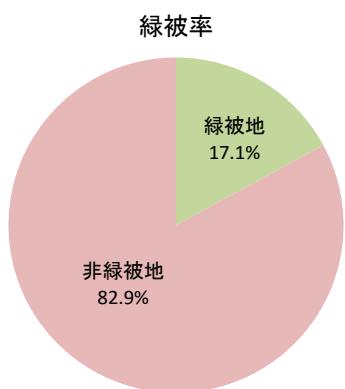
②南部地域の緑の現況

地域の大半が市街地のため、地域全体に占める緑被率は約 17%と 3 地域の中では最も低いのですが、加古川の河口には雄大な水辺景観が広がっているほか、ヨシクラスのような植物群や、水辺に集まる野鳥が見られます。

地域内には、海辺に向島公園、高砂海浜公園、あらい浜風公園などの公園があります。

そのため地域住民一人当たりの都市公園等面積は約 12.8 m²/人と、中部地域よりは高い水準となっています。

※平成 22 年国勢調査小地域人口をもとに算出



高砂海浜公園



あらい浜風公園

2) 緑の取組

緑を守る施策

- ・ 保存樹の指定を継続し保全するとともに、保存樹や社寺林に関する歴史や社会的価値の周知に努めます。
- ・ 河川の整備にあたっては、水辺における生物多様性の観点から水質の改善などに配慮し、自然環境に優しい水辺空間の保全と創出を図ります。
- ・ 水と緑のネットワークを構成する緑を保全し、ネットワークの維持に努めます。

緑を創る施策

- ・ 市街地開発事業などによる地区の再整備に合わせて公園・緑地の整備に努めるとともに、一定規模以上の開発行為の際に、高砂市開発指導要綱に基づいて公園・緑地を確保するよう指導します。
- ・ 公園が不足している地域においては、遊休農地や未利用地等の活用も視野に入れ、公園・広場の整備を進めます。
- ・ 地域の拠点となる公園は、自然災害時における防災拠点や緊急時の避難場所としての役割を考慮し、必要性に応じて、防災機能の充実を図ります。
- ・ 既存の公園の長寿命化を計画的に推進するとともに、公園の整備やリニューアルにあたっては、地域住民の意見を取り入れた地域に愛される公園づくりや、生物多様性を考慮した空間の確保に努めます。
- ・ 長期末整備の都市計画公園は、今後の位置づけについて見直しを行います。
- ・ 公共施設緑化マニュアルを作成し地域のシンボルとなる公共施設の緑化を推進します。
- ・ 幹線道路の街路樹緑化に努めます。また、周辺住民との協働による適切な維持管理を行います。
- ・ 鉄道駅周辺は、市街地整備などに合わせ風格のある一体的な緑の空間形成を図ります。
- ・ 地区計画等のルールづくりの推奨や、県民まちなみ緑化事業の周知、結婚や出生を記念した苗木の無料配布などの取組を通じて、住宅地緑化を支援します。
- ・ 大規模な平面駐車場が整備される際には、兵庫県が定めるグラスパーキング普及ガイドライン（案）に沿った整備を推奨します。
- ・ 新たな工場の整備に際しては、工場立地法や兵庫県環境の保全と創造に関する条例などに基づいて建築物および敷地の緑化を促進するとともに、質の高い工場緑化を推奨します。

緑を育む施策

- ・ 市民による緑のルールづくりを促進するとともに、「アダプトプログラム」や指定管理者制度を推進します。
- ・ 緑のまちづくりに関する情報提供や環境学習を推進し、市民活動の活性化や緑を担う人材の育成を図ります。



図5-4 縁のまちづくり方針図（南部地域）

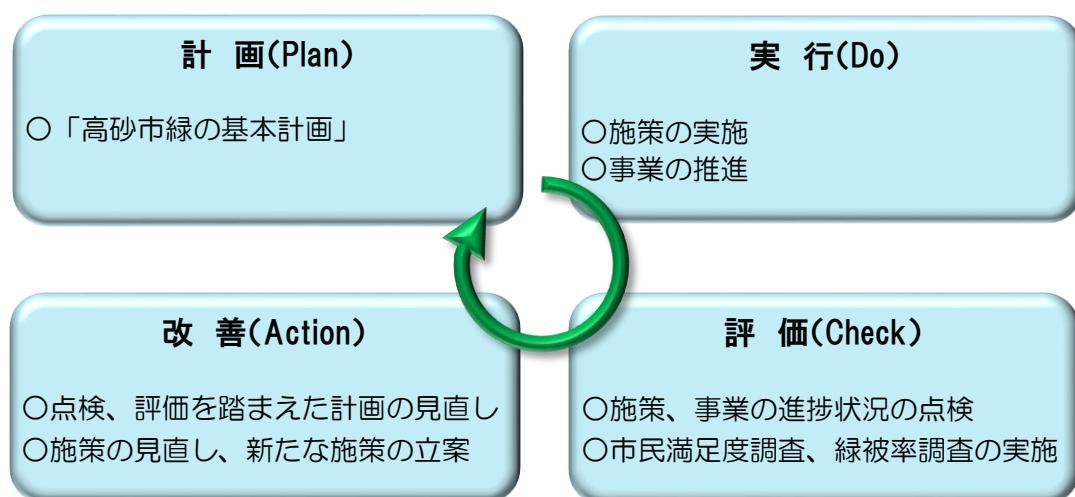
第6章

計画の実現に向けて

第1節 計画の進行管理

1. 進行管理のサイクル

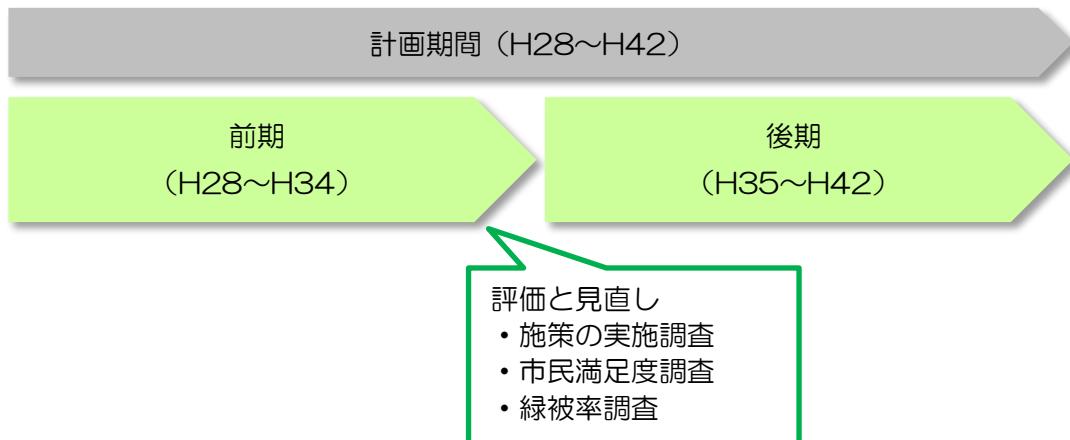
本計画が目指す緑の将来像の実現に向けて、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクルで進行管理を行います。



2. 進行管理の方法

本計画は目標年次を平成42年とし、その計画期間において、平成28年から平成34年までを前期、平成35年から平成42年までを後期とします。なお、平成34年を中心年次とし、評価と見直しを行います。

評価の方法については、施策の実施状況調査や市民満足度調査、緑被率調査により目標の達成状況を評価し、関係者等による協議の場を設けて見直しを行います。

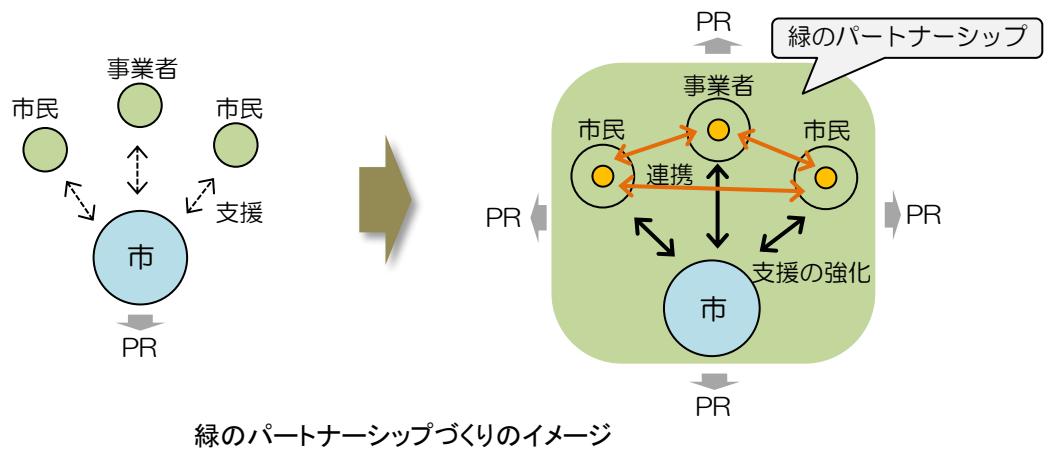


第2節 計画の推進体制

1. 緑のパートナーシップづくり

高砂市は、「高砂市緑の基本計画」に基づいて、緑の施策を進めるための実施体制を充実させるとともに、緑に関わる各部署が連携しながら、現行施策の継続・拡充、新たな施策に取り組みます。

また、市民や市内の事業者の自主的な活動への支援を積極的に行っていくことで、緑のまちづくりに関わる各主体がパートナーシップを築きやすい環境を整えていきます。



2. 関係機関との連携

1) 庁内の推進体制

庁内の関係部署が連携して「(仮称)高砂市緑のまちづくり推進会議」を設置します。この新体制で各部署が相互に関連する計画や事業、施策の情報交換と連絡・調整等を行い、施策の効果的・効率的な展開を図ります。

2) 関係機関との連携

国や兵庫県、隣接する自治体、河川流域自治体等と相互に連携を図りながら、広域的な緑のネットワークの形成に向けて各種施策に取り組みます。

參考資料(語句說明)

ア行

アダプトプログラム

行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約すること。美化活動を行う主体は、地域住民などのボランティアが多く、行政はそれらの活動に対し一定の支援を行う。

一次避難地

地震や火災等の災害が発生した場合に一時的に避難する場所のこと。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。

オープンスペース

都市における公園、緑地、街路、河川敷、民有地の空き地部分などの建築物に覆われていない空間。

温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす二酸化炭素やメタンなどの大気中のガス。

力行

街区公園

主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

開発許可制度

都市計画法に基づいて、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた制度。

河川区域

河川法に基づき、河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地等として指定する区域。

緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地。

幹線道路

都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般都道府県道など。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

景観形成地区

兵庫県の景観条例に基づいて指定される、優れた景観を創造又は保全する必要がある区域のこと。

広域避難地

地震等による火災が延焼拡大して地域全体が危険な状態になった場合でも避難できるような場所のこと。

サ行

市街化区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、市街化を抑制すべき区域。

市街地開発事業

都市計画法に基づいて、一定の区域において、総合的な計画に基づき、道路などの公共施設や宅地等を一体的に整備することを目的として実施する事業。

指定管理者制度

公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために設けられた制度。

市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するためにレクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付けられる菜園（農園）のこと。

植生自然度

植生からみて土地の自然性がどの程度残されているかを示す指標の一つ。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとされている。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

タ行

地域森林計画対象民有林

国が定める「全国森林計画」に即して、都道府県知事が、森林の整備や保全の目標などを定めた「地域森林計画」の対象となる民有林のこと。

地球温暖化

二酸化炭素等の温室効果ガスが、地表面から放出する赤外線を吸収することにより、地球が温室のようになって大気の温度を上昇させること。

地区計画

都市計画法に基づいて、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

都市計画区域

都市計画法に基づいて、「一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域」について、都道府県が指定するもの。

都市計画公園

都市計画法に基づいて、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、道路や河川、下水道等と並び、都市施設として計画的に配置、整備される公園。

都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に基づいて、市町村が策定主体となって、都市計画区域における都市づくりの将来ビジョンを示す計画。

都市公園

都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

都市農業振興基本計画

都市農業振興基本法に基づいて、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講すべき施策等について定める計画。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。

ナ行

二次林

自然林が伐採された後、または焼失した後に自然に生えてきた樹林のこと。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

農業経営基盤強化推進法に基づいて、都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して策定される計画。

ハ行

ヒートアイランド

人間活動が原因で都市の気温が周囲よりも高くなること。地図上に等温線を描くと、高温域が都市を中心に島状に分布することから、このように呼ばれている。ヒートアイランドの主な原因としては、人工排熱、地表面の人工被覆、及び都市密度の高度化が挙げられる。

風致公園

主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする公園。

保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

墓園

主として墓地の設置の用に供することを目的として設置された公園。

保存樹

「高砂市保存樹指定要綱」に基づいて指定された樹木のこと。

マ行

まちづくり協定

まちづくり推進条例に基づく制度。地区的住民等により構成されたまちづくり団体が策定する地区的ルールで、市長の認定を受けたもの。

まちづくり推進条例

計画的な土地利用と地区の住民等の参画と協働によるまちづくりの推進に關し基本となる事項を定めた条例。

ヤ行

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

用途地域

都市計画法に基づいて定める地域地区の一つ。市街地における用途混在の防止を目的として、住居、商業、工業など大枠の土地利用を区分するもの。第一種低層住居専用地域など住居系用途 7 種類、商業系用途 2 種類、工業系用途 3 種類の計 12 種類がある。

ラ行

ランドマーク

ある特定地域の景観を特徴づける目印。山や高層建築物など、視覚的に目立つもの。

緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、公共施設を相互に結ぶように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。

緑地協定

一定の区域を対象に住民同士や企業同士が定めた緑化に関するルールを都市緑地法に基づいて担保する制度。

緑被地

樹林地や草地、農地などの緑に覆われた土地のこと。

緑被率

ある一定の地域内における緑被地の割合。

レクリエーション

仕事や勉強等の肉体的、精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えていたる要因等の情報を記載した図書。



高砂市緑の基本計画

発行日 平成 28 年 7 月

編集・発行 高砂市 まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課

〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号

電話 : 079-443-9033

Email : tact3810@city.takasago.hyogo.jp

